

2027年度JANPU高度実践看護師教育課程申請
に向けた『臨時説明会』

2026年3月28日(土) 12:50~13:50

一般社団法人日本看護系大学協議会
高度実践看護師教育課程認定委員会

1. 全体説明

2. 共通科目 教育課程基準・審査規準(変更点・ポイント) 説明

3. 各専門分野 教育課程基準・審査規準(変更点・ポイント) 説明

老年看護 がん看護 慢性看護 母性看護 小児看護 精神看護 家族看護 感染看護

クリティカルケア看護 在宅看護 遺伝看護 災害看護 放射線看護

4. 質疑応答

※ZOOMの「手上げ」機能を使用して行います。

※時間等により全てのご質問にお答えできない場合がございます。

高度実践看護師としての専門看護師とは、大学院の高度実践看護師教育課程あるいは同等の教育課程を修了し、認定機関の認定を受けて、特定分野の専門性にに基づき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る者をいう。

CNS共通コンピテンシー	定義		資質・能力
エビデンスと倫理的判断に基づく 実践力	患者の尊厳を守り権利を擁護し、組織や部門において医療・ケアの質保証・改善を推進し、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な（実践現場に波及する）看護実践を展開できる力	A-1	対象の（生活状況を含む）包括的アセスメントを行い、各分野の専門的知識を深め、エビデンスに基づいた的確な臨床判断を行うことができる
		A-2	対象となる人々の尊厳を守り、権利を擁護するために適切な倫理的判断と判断に基づいた倫理調整をすることができる
		A-3	複雑で解決困難なケースの看護実践を高度なケアとケアの知識を用いて、エビデンスと倫理的判断に基づき計画・実施・評価することができる
		A-4	特定分野における専門看護師の役割や実践についてリフレクションし、自己の課題を明確にできる
看護の質保証・改善を推進する リーダーシップ力	専門分野のリーダーとして、組織や部門におけるケアの質保証・改善、アウトカム向上のためにチームの調整に取り組み、アウトカムマネジメントを行う力	B-1	看護実践の一連のプロセスと成果を分析し、組織分析、課題の発見、課題解決に向けて関係者と話し合うことができる
		B-2	治療・療養・生活過程における意思決定に関わる倫理的課題の解決に向けて調整力を発揮することができる
		B-3	効果的な看護実践を標準化するための新たな方略を部門や組織に提案し、ケアシステム全体の看護実践の質の向上を図ることができる
		B-4	組織内外の専門分野の看護の質向上のために、組織を巻き込み、リーダーシップを発揮することができる
組織的アプローチを推進し 調整・協働する力	組織や部門に変革をもたらすための改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実行と評価などの一連のプロセスにチームとして取り組む組織的アプローチを推進する力	C-1	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や部門の課題を分析・評価して明確にすることができる
		C-2	組織や看護部門の変革に必要な改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実施・評価をすることができる
		C-3	必要な医療・ケアが円滑に提供されるように、保健医療福祉関係者間の関係性を見極め、調整・連携することができる
		C-4	（ケアコーディネータとして）ケアの改善課題に対して、多職種間を調整し協働して組織的活動のなかでリーダーシップを発揮することができる
		C-5	看護実践に関わる人々をエンパワーし、ケアの質を高めるために相談支援（コンサルテーション）の方略を用いることができる
効果的な看護実践を創発する 教育力	組織や部門において効果的な看護実践を導入し、組織全体の看護・ケアの質向上を図るために関係する人々を教育する力	D-1	実践現場の個々の看護職または部門全体の実践能力と課題を見極めて教育支援を行うことができる
		D-2	看護実践に関わる人々の課題を解決する力を高めるための相談支援（コンサルテーション）を行うことができる
		D-3	組織や部門の組織文化や学習ニーズをとらえ、効果的な看護実践を導入する教育企画を立案し、組織全体の看護の質向上を図ることができる
		D-4	各分野の看護実践に関連する諸理論や質の高い研究結果を理解し、（実践に活用するとともに、）組織内外の看護教育に役立てることができる
実践の質向上に寄与する 研究力	効果的な看護実践を標準化し、実践現場に変革をもたらす有用な研究（実装研究やアウトカムリサーチ）の理解と応用力	E-1	専門分野に関する最新の研究成果を批判的に吟味し、その内容を看護実践に活用することができる
		E-2	組織や部門の看護知識や技術を深めるための研究活動に参加し、看護職の研究支援を行うことができる
		E-3	看護実践の成果を研究的に明らかにし、看護のエビデンスの蓄積をすることができる
		E-4	看護のエビデンスを用いて部門や組織・地域・社会などの看護実践の質向上に貢献することができる
医療・ケアシステムを 変革する力	地域・社会の動きをとらえ、多様な医療ニーズを把握し、対応できる医療・ケアシステム構築の提案・推進する力	F-1	変化する社会のニーズを多角的にとらえ、専門分野に関する組織や社会の中の課題を明確にすることができる
		F-2	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や地域の医療ニーズ・課題を踏まえて新たな医療・ケアシステムを検討することができる ³
		F-3	変革に必要なキーパーソンや関係団体を見極め、課題解決に向けた調整や協働をすることができる
		F-4	効果的なケア提供システム構築に向けて、看護の視座から研究結果や蓄積したデータを基に関係者と交渉することができる

改定版教育課程は、2027年7月の申請受付分から対象となります(2028年4月より教育開始)。
2026年7月の申請につきましては、現行の内容での申請受付となります。

なお、現在認定されている「共通科目」および「専門看護分野別専攻教育課程」については【認定期間】の変更はなく、
期間満了まで現行の内容が維持されます。

高度実践看護師教育課程	2026年度申請受付	2027年度申請受付 (2028年度4月より教育開始 ^{注1})
共通科目	現行	改定版
専門看護分野別専攻教育課程	現行	改定版

注1)2027年4月に大学院を新設し、その年からCNSコースの教育開始を予定している場合の2027年度申請は、
現行版の教育課程基準での申請となります。

現行	改定
共通科目A (以下、1科目1～2単位、計8単位以上 選択必修)	共通科目A (以下、各2単位、計8単位必修)
・看護教育論 ・看護管理論 ・看護理論 ・看護研究 ・コンサルテーション論 ・看護倫理 ・看護政策論	・リーダーシップ論 ・看護研究 ・コンサルテーション論 ・看護倫理
共通科目B (以下、1科目2単位、計6単位)	共通科目B (以下、1科目2単位、計6単位)
・フィジカルアセスメント ・病態生理学 ・臨床薬理学	・フィジカルアセスメント ・病態生理学 ・臨床薬理学

* 共通科目Bは柔軟な学び方を推奨

- 必修となる4科目を有していない大学院や1単位のみ認定の大学院は、
 認定期間終了後の更新申請へ向けて、必修4科目-各2単位を準備いただく
 こととなります。
- 2026年度までに申請し、10年間の認定期間がある大学は、
 認定期間内はこれまでの現行科目のままで教育を継続できます。
 (変更を希望する場合は、科目内容の変更申請が必要です)

お早目の、改定版移行・変更のご検討、申請をお願いいたします。

現行	改定案
*専攻分野共通科目・専攻分野専門科目の単位の配分やその考え方は統一されていない(分野ごとに異なる)	専攻分野共通科目 2~6単位 *他分野と共同開講可 専攻分野専門科目 8~12単位
専攻分野共通科目・専攻分野専門科目を合わせて14単位(以上)	専攻分野共通科目・専攻分野専門科目を合わせて14単位
実習科目10単位 *研究に関する内容は認めない	実習科目10単位 *研究能力育成に関する科目を4単位まで含むことを認める
合計 38単位以上	合計 38単位

- 2026年度までに申請し、10年間の認定期間がある大学は、認定期間内はこれまでの現行科目のままで教育を継続できます。(変更を希望する場合は、科目内容の変更申請が必要です)

各専門分野で内容等が違いますので、申請前には必ず【事前相談】をお願いいたします。

事前相談については、ホームページ掲載の Q&A 33 をご参照ください

Q&A(<https://www.janpu.or.jp/activities/committee/point/file/faq.pdf>)

(2026年3月28日時点)

共通科目 教育課程基準・審査規準(変更点・ポイント) 説明

各専門分野 教育課程基準・審査規準(変更点・ポイント) 説明

老年看護 がん看護 慢性看護 母性看護 小児看護 精神看護 家族看護

感染看護 クリティカルケア看護 在宅看護 遺伝看護 災害看護 放射線看護

(2026年3月28日時点)

共通科目A審査規準

科目名	審査規準
リーダーシップ論	多様な保健医療ニーズを把握し、対応するため医療・ケアシステム構築の提案・推進・変革に必要な知識、および現場の課題を構造的に捉え、組織の部門におけるケアの質を保証し、向上するために必要な改善策を企画・実行する力、安全文化、質改善を推進する力、多職種連携を推進する力に必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護研究	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること
コンサルテーション論	看護職を含むケア提供者が抱える実践的な問題を解決するために必要なコンサルテーションの知識と技術を教授する科目が設けられていること
看護倫理	看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での調整を行うために必要な高度実践看護師としての知識を教授する科目が設けられていること

変更なし

変更なし

変更なし

※共通科目Bの審査規準は変更ありません

老年看護 教育課程基準・審査規準(変更点・ポイント)

(2026年3月28日時点)

9

【別表5 (専門看護師38単位申請用)】

老年看護専攻教育課程基準 (老年看護専門分科会にて検討 2025. 12. 05 提出)

本専攻分野教育目標		
<p>老年看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な高齢者とその家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、老人看護専門看護師として対象となる高齢者とその家族に提供される看護・医療の質向上を高める役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。</p> <p>1. 複雑な健康問題をもつ高齢者とその家族について、身体・精神・社会的側面からの生活のアセスメント、および検査・治療・薬物の影響を査定できる。</p> <p>2. 複雑かつ多様な高齢者とその家族へ高度な看護判断に基づいて看護を実施・評価できる。</p> <p>3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにリーダーシップを発揮してチーム医療を推進し、保健医療福祉関係者との相談・調整を図り、連携することができる。</p> <p>4. 高齢者の尊厳を守るために、倫理的な判断・調整・支援および関係者への教育的関わりを行うことができる。</p> <p>5. 老年看護の理論や質の高い研究を理解し、実践に活用するとともに、教育に役立てることができる。</p> <p>6. 特定の老年看護領域についてさらに専門的な知識と技術を修得し、その分野の看護・医療の質向上に向けた変革に貢献できる。</p>		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定める。	小計 3～6 *以下 () 内の単位配分は目安
1. 対象の理解に関する科目	高齢者理解と支援の基盤となる諸理論	(1～2)
2. 家族ケアに関する科目	高齢者の家族への看護実践の基盤となる諸理論	(1～2)
3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の保健医療福祉制度・政策の現状と展望を踏まえた高齢者への支援に向けたマネジメント	(1～2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定める。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 8～11
1. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年期に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療(薬物療法を含む)	(2)
2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	高齢者の身体的・精神的・社会的側面の包括的アセスメント	(2)
3. 高齢者への看護実践に関する科目	高齢者に質の高い看護実践を行うための方法、高齢者が生活・療養する場のケアの質を高めるための方法	(2～5)
4. 認知症老年看護に関する科目	認知症の原因疾患、認知機能障害および関連する症状、治療、アセスメント方法、認知症高齢者への質の高いケアを行うための方法	(2)
実習科目	1) 講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門看護師としての資質・能力を高める。 2) 専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数 (共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)		合計 14
		総計 38

【別表2-5 (専門看護師38単位申請用)】

＜老年看護専攻教育課程＞審査規準 (修正案) 2025. 12. 05提出

科目	審査規準
専攻分野共通科目: 下記の科目の全ての内容を含み、3～6単位履修すること。	
1. 対象の理解に関する科目	老年看護の諸理論、倫理的観点が含まれていること。
2. 家族ケアに関する科目	高齢者の家族への看護実践の基盤となる理論(高齢者と家族との関係、高齢者の家族の捉え方、家族に関する包括的アセスメント、家族のパワーを高めるためのケア方法、家族の支援に向けたマネジメントが含まれていること)
3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の高齢者に関連する保健医療福祉制度、政策の現状と展望を理解できるよう配慮されていること。高齢者への支援に向けたケアマネジメントととして、ケア体制の組織化や既存のサポートシステムの活用、それらに関与する専門看護師の役割・機能が含まれていること。
専攻分野専門科目: 下記の科目の全ての内容を含み、8～11単位履修すること。(専門分野共通科目と合わせて計14単位履修する) 実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。 フィールドワークを行う場合には、演習場所や時期、対象者や対象施設への倫理的配慮、指導者、具体的な学修方法が示されていること。	
1. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年期に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療(薬物療法を含む)が含まれていること。
2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	高齢者の身体的・精神的・社会的側面について包括的にアセスメントできるように配慮されていること。
3. 高齢者への看護実践に関する科目	高度な看護判断、倫理的な判断に基づいて高齢者への看護を実施できるように配慮されていること。高齢者と家族に対する日常生活ケア、エンドオブライフケア、QOLの向上の視点が含まれていること。 高齢者の能力を高め、強みを活かす看護実践を含むこと。 高齢者が生活・療養する場のケアの質を高めるための方法として、高齢者が生活・療養する場のアセスメント、ケアの質評価、ケアチームならびに多職種チームで高齢者にケアを提供する際に必要な連携・調整方法とリーダーシップ、スタッフへの教育的関わり、ケアの継続に関する内容を含むこと。
4. 認知症老年看護に関する科目	認知症の主な原因疾患、認知機能障害と症状、アセスメント方法、主な治療法が含まれていること。認知症高齢者への質の高いケアを行うためのケア方法として、パーソン・センタード・ケアの考え方と実践方法を含むこと。認知症をもつ高齢者の個性を尊重しつつ相互に支え合う社会の実現に向けた働きかけを含むこと。
実習科目: 専攻分野共通科目・専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、老年看護の現場において専門看護師としての高齢者看護のコンピテンシー(実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革力)を高める。 履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を4単位まで含むことを認める。(研究に関する科目を含めなくてもよい。)	
実習	1) 内容 次の内容を含む実習を行い、実践報告書を作成すること。 (1) 既習の知識・技術を統合して、高齢者やその家族に対して看護を実践し、多面的なリフレクションを通して高度な実践力を修得する。 (2) Cure と Care が統合された実践内容を含むこと。 (3) 現場での看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革力、研究力を高める内容を含むこと。 2) 施設 ・実習目標に適した病院・施設等において実習を行うこと。

老年看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な高齢者とその家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、**老人看護専門看護師として対象となる高齢者とその家族に提供される看護・医療の質向上を高める役割を果たすための資質・能力を培う。**以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。

1. 複雑な健康問題をもつ高齢者とその家族について、身体・精神・社会的側面からの生活のアセスメント、および検査・治療・薬物の影響を査定できる。
2. 複雑かつ多様な高齢者とその家族へ高度な看護判断に基づいて看護を実施・評価できる。
3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるように**リーダーシップを発揮して**チーム医療を推進し、保健医療福祉関係者との相談・調整を図り、連携することができる。
4. 高齢者の尊厳を守るために、倫理的な判断・調整・支援**および関係者への教育的関わり**を行うことができる。
5. 老年看護の理論や質の高い研究を理解し、実践に活用するとともに、教育に役立てることができる。
6. 特定の老年看護領域についてさらに専門的な知識と技術を修得し、**その分野の看護・医療の質向上に向けた変革に貢献**できる。

- 専攻分野共通科目(3～6単位)
 1. 対象の理解に関する科目(1～2単位)
 2. 家族ケアに関する科目(1～2単位)
 3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目(1～2単位)

- 専攻分野専門科目(8～11単位)
 1. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目(2単位)
 2. 高齢者の健康生活評価に関する科目(2単位)
 3. 高齢者への看護実践に関する科目(2～5単位)
 4. 認知症老年看護に関する科目(2単位)

- 研究に関する科目について:実習科目に4単位まで含めることを認める(含めなくてもよい)。

【別表1 (専門看護師38単位申請用)】

がん看護専攻教育課程基準 (専攻分野のたたき台③)

本専攻分野教育目標		
<p>がん医療において患者や家族のQOLの維持・向上を目指して、がん看護に関する諸理論を系統的に学ぶことで、複雑かつ多様な健康課題を持つがん患者と家族に対して高度な看護実践を提供できる能力を修得する。また、高度実践看護師として、がん患者とその家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための資質・能力を培う。</p> <p>以下の具体的な能力を有する高度看護実践者を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> がん予防期からエンドオブライフ期までの専門的知識を深め、エビデンスに基づく確かな臨床判断を行うことができる。 熟練した高度なケア技術とケアに関する知識を用いて、がん患者および家族（遺族を含む）に対して質の高い看護を実践することができる。 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようリーダーシップを発揮して、関係者との調整を図り、協働することができる。 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。 がん患者を取り巻く医療提供システムを調整し、看護・医療の質向上に向けた組織変革に貢献することができる。 がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。 がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。 		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	専攻分野の高度実践を修得するために基盤となる看護理論、看護援助論、保健医療福祉制度・体制及びマネジメントを6単位履修する専攻分野共通科目は、以下の4科目のすべてを含んでいること。単位の配分は、指定の範囲で各大学が定めることができる。	小計 6
1. 患者の理解に関する科目	がん患者の理解と看護実践の基盤となる諸理論とその活用、包括的アセスメントと高度実践看護師の役割機能について学ぶ。	1～2
2. 家族ケアに関する科目	がん患者の家族の理解と家族ケアの基盤となる諸理論とその活用について学ぶ。	1～2
3. 看護実践方法論に関する科目	がん患者の複雑な健康課題に対して、包括的な支援として活用できる看護実践の方法を学ぶ。	1～2
4. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	保健医療福祉の制度・体制、さらにグローバルな視点を含む地域連携の現状と展望を踏まえ、看護の対象を取り巻く治療・療養環境および療養生活のマネジメントについて学ぶ。	1～2
専攻分野専門科目	がん看護分野の中で卓越（もしくは特化）した専門性の高い支援（もしくはケア）を教授する科目を8単位履修する。専攻分野専門科目は、以下の4科目のすべてを含んでいること。単位の配分は、指定の範囲内で各大学により定めることができる。	小計 8
1. がん看護に関する病態生理学	がんの分子生物学、遺伝学を含む病態生理学全般を学び、がんの診断・治療に関連した専門的知識を修得する。	1～2
2. がん治療支援に関わる科目	手術療法、がん薬物療法、放射線療法などのがん治療を受ける患者に対する治療管理をはじめ、有害事象の予防、早期発見・早期対処（支持療法を含む）、さらに遺伝学的検査前後の患者と家族の支援について学び、包括的アセスメントとエビデンスに基づくケアを実践する能力を修得する。また、患者のセルフケア能力向上のための方路について学ぶ。	2～4
3. 緩和ケアに関わる科目	がん患者が抱える多様な苦痛症状や苦悩を包括的にアセスメントし、ケアとケアを統合したエビデンスに基づく症状マネジメントを実践する能力を修得する。薬物療法のみならず、適切なリソースを活用し、理学療法的介入、心理社会的支援など、包括的なアプローチを展開する方法を学ぶ。さらに、アドバンス・ケア・プランニング、エンドオブライフケア、家族に対するグリーフケアについても学ぶ。	2～4
4. 療養生活の支援に関わる科目	がんとともに生きる患者の身体的、心理社会的な健康課題を多面的かつ包括的に理解し、療養生活の質を高める専門的な相談支援技術や教育的支援技術を習得する。また、がん治療に伴う身体的・機能的変化に対して、心理的・社会的な働きかけ（アピアランスケアや就労支援など）や、患者同士の相互支援のあり方について学ぶ。	1～2
実習科目		小計 10
実習	講義・演習などで学んだ知識・技術を実践に統合し、高度実践看護師としての資質・能力を高める。 ・がん治療を専門とする医療施設で、臨床指導医、がん看護専門看護師の指導のもと、卓越した臨床判断能力を修得し、実践に活かすことができる。 ・地域連携の実践を学び、多職種と協働することができる。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数（共通科目A 8単位＋共通科目B 6単位）		合計 14
		総計 38

<がん看護専攻教育課程>審査規準(案) 20260312ver

科目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の内容の4科目のすべてを含み、合計6単位履修すること。単位数の配分は各大学の判断で設定する。	
1. 患者の理解に関する科目	がん患者の理解や実践の基盤となる主要な理論およびその活用やがん患者の包括的アセスメントと高度実践看護師の役割機能に関する内容が含まれていること
2. 家族ケアに関する科目	がん患者の家族の理解と家族ケアに必要な理論やモデルを活用した家族の包括的アセスメント、家族・遺族および家族員への援助方法に関する内容が含まれていること
3. 看護実践方法論に関する科目	がん患者の複雑な健康課題に対して包括的な支援として、意思決定支援/がんサバイバーシップ/がん看護における倫理的課題と調整などの援助方法に関する内容が含まれていること
4. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	がん医療に関連する保健医療福祉の制度・体制、グローバルな視点を含む地域連携の現状を展望し、看護の対象を取り巻く治療・療養環境および療養生活のマネジメントならびにサポートシステムに関する内容が含まれていること
専攻分野専門科目： 下記の内容の4科目のすべてを含み、8単位履修すること。単位数の配分や演習科目の設置は、各大学の判断で行うこと。いずれかの科目で、エビデンス検索とその読み取り、ならびに臨床判断過程が学べるよう構成すること	
1. がん看護に関する病態生理学	がん看護の基礎となる病態生理学、がんの診断・治療に関連した専門的知識を教授する内容であること
2. がん治療支援に関わる科目	がん治療を受ける患者への治療管理、有害事象の予防、早期発見・早期対処（支持療法を含む）、包括的アセスメントとエビデンスに基づくケア、患者のセルフケア能力向上のための方路、遺伝に関わる患者と家族の支援等を教授する内容であること
3. 緩和ケアに関わる科目	多様な苦痛や苦悩を包括的にアセスメントし、ケアとケアを統合したエビデンスに基づく症状マネジメント、心理社会的支援などの包括的なアプローチ、アドバンス・ケア・プランニング、エンドオブライフケア、家族に対するグリーフケア等を教授する内容であること
4. 療養生活の支援に関わる科目	がんとともに生きる患者の身体的、心理社会的な健康課題を多面的かつ包括的に理解し、療養生活の質を高める専門的な相談支援技術や教育的支援技術、治療に伴う変化への心理社会的な働きかけや患者同士の相互支援のあり方等を教授する内容であること
実習科目： 専攻分野共通科目、専攻分野専門科目で学習した内容に基づき、がん看護の実践において高度実践看護師としてのコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力）を高める内容であること。履修単位10単位のうち、実践的な研究を行うための科目を4単位まで含めることを各大学の判断で認める。	
実習	<p>次の内容を含む実習を行い、実践報告書（実習レポート）を作成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 既習の知識・技術を統合して、治療・療養生活を送るがん患者や家族に対する高度な実践力を修得する内容であること ケアとケア（診断・治療に伴う臨床判断及び身体管理などを含む）が統合された実践内容を含むこと 看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革する力、研究に対する意識を高める内容を含むこと <p>実習施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習目標に適した病院・施設・地域などにおいて実習を行う がん治療を専門とする医療施設での実習を含んでいる がん医療における地域連携の実践が学べるよう配慮されている <p>指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> がん看護実践に専門的に携わる看護職者・医師・がん看護学を専門とする教員が指導にあたること

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等）

がん医療において患者や家族のQOLの維持・向上を目指して、がん看護に関する諸理論を系統的に学ぶことで、複雑かつ多様な健康課題を持つがん患者と家族に対して高度な看護実践を提供できる能力を修得する。また、高度実践看護師として、がん患者とその家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための資質・能力を培う。

以下の具体的な能力を有する高度看護実践者を育成する。

1. がん予防期からエンドオブライフ期までの専門的知識を深め、エビデンスに基づく的確な臨床判断を行うことができる。
2. 熟練した高度なケア技術とキュアに関する知識を用いて、がん患者および家族(遺族を含む)に対して質の高い看護を実践することができる。
3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようリーダーシップを発揮して、関係者との調整を図り、協働することができる。
4. 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。
5. がん患者を取り巻く医療提供システムを調整し、看護・医療の質向上に向けた組織変革に貢献することができる。
6. がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。
7. がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。

■ 専攻分野共通科目(6単位)

1. 患者の理解に関する科目(1～2単位)
2. 家族ケアに関する科目(1～2単位)
3. 看護実践方法論に関する科目(1～2単位)
4. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目(1～2単位)

■ 専攻分野専門科目(8単位)

1. がん看護に関する病態生理学(1～2単位)
2. がん治療支援に関わる科目(2～4単位)
3. 緩和ケアに関わる科目(2～4単位)
4. 療養生活の支援に関わる科目(1～2単位)

- 研究に関する科目について:実習科目に研究(最大4単位まで)を含むことができる。

【別表2(専門看護師38単位申請用)】

慢性看護専攻教育課程基準(案)

本専攻分野教育目標		
慢性看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な慢性病者とその家族への高度な看護を実践する能力を修得する。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えて、慢性看護の質向上に向けた役割を果たす能力を養う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護者を育成する。		
<ol style="list-style-type: none"> 慢性病が個人および家族の健康や生活に及ぼす影響・特徴と、それに対する人々の反応・療養行動特性を理解できる。 慢性病者の発症前から死に至るまでの経過を身体・心理社会的側面から包括的に理解し、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとケアを統合した看護支援を提供できる。 生活の質重視の観点から、慢性病者のセルフケア能力を高めていく過程を支援できる。 生活の質重視の観点から、慢性疾患の病態生理を理解し、医学的評価と判断に基づく薬物療法や医療処置の管理ができる。 ケアの質保証・改善のために、チームの中でリーダーシップを発揮して、調整、協働するとともに、必要なケアシステムについて検討することができる。 看護師の専門知識・技術の向上を図るために、慢性看護の研究を推進し、その成果を活用するとともに、関係者への教育的関わりができる。 		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	小計 2~4
1. 対象の理解に関する科目	・慢性病者やその家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景を学ぶ。 ・慢性病者の行動や反応の理解に役立つ諸理論を学ぶ。	(1~2) ()内の単位配分は目安
2. 家族ケアに関する科目	・慢性病者の家族への看護実践の基盤となる諸理論に基づき、家族アセスメントと家族支援について学ぶ。	(0~2)
3. 保健医療福祉の制度や体制に関する科目	・慢性病者に適用される医療福祉の制度や体制とその革新的方策を学ぶ。	(1~2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 10~12
4. 慢性病者の査定に関する科目	・慢性病者の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを学ぶ。	(2~4)
5. 慢性病者への支援技術に関する科目	・慢性病のさまざまな局面(発症予防から死に至るまで)に対応した慢性病の予防、自己管理、リハビリテーション、エンドオブライフケアに関する理論と支援技術(症状マネジメント、患者教育など)について学ぶ。また、診断・治療にともなう専門的看護支援を学ぶとともに、適切な倫理的判断に基づいた看護実践について学ぶ。	(4~6)
6. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	・慢性病者の質の高い生活に向けて、治療や療養環境(病棟・外来・地域・居宅・職場など)、および地域支援(サポートネットワークづくり、社会資源の活用、災害支援)などが整うように、リーダーシップを発揮して、協働する方策を学ぶ。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えたケアシステムの構築について学ぶ。	(1~2)
実習科目	共通科目A、Bや専攻分野共通科目で履修したことを基盤に、慢性病者が医療を受ける病棟・外来・地域などさまざまな場における実習を通して、下記の課題を達成し、ケース・レポートや課題レポートを作成する。	小計 10
実習	<実習内容> <ol style="list-style-type: none"> 既習の知識・技術を統合して、慢性病者や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。 専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理調整について、実践を通して学ぶ。 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。 慢性看護の研究を推進する力を実践的に身につける。 	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38以上

<慢性看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目 ：下記の科目を2~4単位履修すること。	
1. 対象の理解に関する科目	慢性病者やその家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景、および慢性病者の行動や反応の理解に役立つ諸理論を教授する内容であること。
2. 家族ケアに関する科目	慢性病者の家族への看護実践の基盤となる諸理論に基づき、家族アセスメントと家族支援を教授する内容であること。
3. 保健医療福祉の制度や体制に関する科目	慢性病者に適用される医療福祉の制度や体制とその革新的方策を教授する内容であること。
専攻分野専門科目 ：下記の科目の全ての内容を含み、10~12単位履修すること。	
<ol style="list-style-type: none"> 特定科目に偏らず、慢性看護専攻分野教育目標が達成できるように配慮されていること。 学生の専門領域(subspecialty)を基盤とする慢性看護に焦点をあてたものとして、一貫性のある学習が可能となるように配慮されていること。 学生が自主的に新たな看護方法を開発していきけるような教育方法が用いられていること。 学生が倫理的判断、行動がとれるような能力が培われるように配慮されていること。 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置のための管理能力が培われるように配慮されていること。 	
4. 慢性病者の査定に関する科目	慢性病者の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを教授する内容であること。
5. 慢性病者への支援技術に関する科目	慢性病のさまざまな局面(発症予防から死に至るまで)に対応した慢性病の予防、自己管理、リハビリテーション、エンドオブライフケアに関する理論と支援技術(症状マネジメント、患者教育など)を教授する内容であること。また、診断・治療にともなう専門的看護支援、および適切な倫理的判断に基づいた看護実践を教授する内容であること。
6. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	慢性病者の質の高い生活に向けて、治療や療養環境(病棟・外来・地域・居宅・職場など)、および地域支援(サポートネットワークづくり、社会資源の活用、災害支援)などが整うように、リーダーシップを発揮して、協働する方策を教授する内容であること。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えたケアシステムの構築を教授する内容であること。
実習科目	慢性看護の現場において専門看護師としてのコンピテンシー(実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革力)を高める。
(10単位)：	<ol style="list-style-type: none"> 共通科目A・B、専攻分野共通科目および専攻分野専門科目で履修したことを基礎とした高度な実践、教育、相談、連携に関する実習(46単位) 基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理に関する実習(4単位) 倫理的な判断に基づく行動がとれること、および新たな看護方法の導入および開発などを含むことが望ましい。 履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を2単位まで含むことを認める。
実習	<ol style="list-style-type: none"> 実習環境：学生の関心領域の慢性病者の看護実践を行っている場(病棟・外来・地域)であること。 実習体制：看護の専任教員と慢性病者の医療や看護の実践経験をもつ看護職(原則として慢性疾患看護専門看護師)が協同して指導する体制であること。また医師など他職種から指導を受けられる体制であること。 実習報告書：実習したことを評価し、ケース・レポートなどを作成する。 実習内容：以下の①~④の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> 既習の知識・技術を統合して、慢性病者を持つ人や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。 専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理調整について、実践を通して学ぶ。 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。 慢性看護の研究を推進する力を実践的に身につける内容を含む。

*全体として慢性看護の教育目標の達成が可能であるか否かの観点で審査する。

慢性看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な慢性病患者とその家族への高度な看護を実践する能力を修得する。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えて、慢性看護の質向上に向けた役割を果たす能力を養う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護者を育成する。

1. 慢性病が個人および家族の健康や生活に及ぼす影響・特徴と、それに対する人々の反応・療養行動特性を理解できる。
2. 慢性病患者の発症前から死に至るまでの経過を身体・心理社会的側面から包括的に理解し、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合した看護支援が提供できる。
3. 生活の質重視の観点から、慢性病患者のセルフケア能力を高めていく過程を支援できる。
4. 生活の質重視の観点から、慢性疾患の病態生理を理解し、医学的評価と判断に基づく薬物療法や医療処置の管理ができる。
5. ケアの質保証・改善のために、チームの中でリーダーシップを発揮して、調整、協働するとともに、必要なケアシステムについて検討することができる。
6. 看護師の専門知識・技術の向上を図るために、慢性看護の研究を推進し、その成果を活用するとともに、関係者への教育的関わりができる。

- 専攻分野共通科目(2～4単位)
 1. 対象の理解に関する科目(1～2単位)
 2. 家族ケアに関する科目(0～2単位)
 3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目(1～2単位)

- 専攻分野専門科目(10～12単位)
 1. 慢性病者の査定に関する科目(2～4単位)
 2. 慢性病患者への支援技術に関する科目(4～6単位)
 3. 治療や療養を支える環境整備に関する科目(1～2単位)

- 研究に関する科目について:慢性看護の研究を推進する力を実践的に身につける。
(実践的な研究を行うための科目を2単位まで含むことを認める)

【別表3 (専門看護師38単位申請用)】
母性看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. リプロダクティブ・ヘルスの状態を査定し、起こりえる健康問題について予測をしたうえで、健康の保持増進や異常への移行の防止を目標に、ケア計画の立案、実施、評価を自律して行うことができる。 2. 熟練した高度なケア技術とケアの知識を用いて、正常から逸脱している、あるいは合併症のある妊産婦、胎児・新生児、女性患者の生命の危機的状況や女性の妊孕性を含めた病態をアセスメントし、ケアや医療的介入の必要性を判断し、緊急事態に対応しながらケアを行うことができる。 3. 母性看護領域における研究を推進するとともに、最新の研究成果を実践に役立てることができる。 4. 医療ケアチームの中でコーディネーターの役割を担うことができ、ケアシステムの改善・改革にリーダーシップを発揮できる。 5. リプロダクティブ・ヘルスケアに関する倫理的問題を判断し、その解決に向けて助言および支援することができる。 6. 母性看護学における教育や研究にかかわり、母性看護の質向上に貢献する教育的能力を修得できる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	母性看護学専門分野を深めるために基盤となる、対象の特性を理解する科目である。下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。	小計 2~4
1. 対象を理解する科目	1-1. 周産期の母子を理解する科目	*周産期の母子・家族に影響を及ぼす因子を考慮した対象の生活反応・健康状態・適応状態などの臨床診断に必要な、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、愛着や親役割理論、発達危機理論などの知識を深める。
	1-2. 女性のライフサイクル全般を理解する科目	*思春期・成熟期・更年期・老年期女性の生活反応・健康状態・適応状態の臨床判断に必要な、生殖内分泌学的知識、女性医学の知識、人間発達学的知識などを深める。
専攻分野専門科目	母性看護学専門分野を深めるために基盤となる対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目と各大学院の特性を生かし専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める科目で構成する。対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目は、下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。	小計 10~12
1. 周産期にある母子の援助に関する科目	*周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。 *周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際、母子保健行政などについて学ぶ。	1~2
2. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	*女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。 *女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。	1~2
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める内容とする。 実習と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法であること。	6~8
実習科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した内容について実習する。	小計 10
実習	*高度なアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 *専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる能力を養い、ケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 *周産期ケアや女性医療ケアにおける倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 *看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見いだす。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)を含めた単位数		合計 14
		総計 38

【別表2-3 (専門看護師38単位申請用)】

<母性看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準	
専攻分野共通科目: 母性看護学専門分野を深めるために基盤となる、対象の特性を理解する科目である。下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。		
1. 対象を理解する科目	1-1. 周産期の母子を理解する科目	*周産期の母子・家族に影響を及ぼす因子を考慮した対象の生活反応・健康状態・適応状態などの臨床診断に必要な、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、愛着や親役割理論、発達危機理論などの知識を深める。
	1-2. 女性のライフサイクル全般を理解する科目	*思春期・成熟期・更年期・老年期女性の生活反応・健康状態・適応状態の臨床判断に必要な、生殖内分泌学的知識、女性医学の知識、人間発達学的知識などを深める。
専攻分野専門科目: 母性看護学専門分野を深めるために基盤となる対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目と各大学院の特性を生かし専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める科目で構成する。対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目は下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分は、各大学で定める。		
1. 周産期にある母子の援助に関する科目	周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際、母子保健行政などについて学ぶ。	
2. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。	
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める内容とする。 実習と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法であること。	
実習科目: 各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した内容を実習し、下記の内容を必ず含む必要がある。ただし、単位の配分は各大学で定められるが、研究課題を見出すための実習を含める場合は2単位までとする。		
実習	*高度なアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 *専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる能力を養い、ケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 *周産期ケアあるいは女性医療ケアにおける倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 *看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見いだす。	

添付資料

1. 修士課程の概要(履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項(実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等)

1. リプロダクティブ・ヘルスの状態を査定し、起こりえる健康問題について予測をしたうえで、健康の保持増進や異常への移行の防止を目標に、ケア計画の立案、実施、評価を自律して行うことができる。
2. 熟練した高度なケア技術とキュアの知識を用いて、正常から逸脱している、あるいは合併症のある妊産褥婦、胎児・新生児、女性患者の生命の危機的状況や女性の妊孕性を含めた病態をアセスメントし、ケアや医療的介入の必要性を判断し、緊急事態に対応しながらケアを行うことができる。
3. 母性看護領域における研究を推進するとともに、最新の研究成果を実践に役立てることができる。
4. 医療ケアチームの中でコーディネーターの役割を担うことができ、ケアシステムの改善・改革にリーダーシップを発揮できる。
5. リプロダクティブ・ヘルスケアに関連する倫理的問題を判断し、その解決に向けて助言および支援することができる。
6. 母性看護学における教育や研究にかかわり、母性看護の質向上に貢献する教育的能力を修得できる。

- 専攻分野共通科目(2～4単位)
 1. 対象を理解する科目
 - 1-1. 周産期の母子を理解する科目(1～2単位)
 - 1-2. 女性のライフサイクル全般を理解する科目(1～2単位)

- 専攻分野専門科目(10～12単位)
 1. 周産期にある母子の援助に関する科目(1～2単位)
 2. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目(1～2単位)
 3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目(6～8単位)

- 研究に関する科目について:研究課題を見出すための科目として2単位まで実習単位として認める。

【別表5 (専門看護師38単位申請用)】

小児看護専攻教育課程基準 12/14 委員会提出

本専攻分野教育目標		
あらゆる健康レベルにある子どもとその家族の健康生活を維持・促進するために、小児看護に関する高度な知識と技術を有して看護活動を展開できる能力を修得する。具体的には、以下のような能力を有する高度実践看護師を育成する。		
<ol style="list-style-type: none"> 1. こどもの成長・発達、心身の健康状態、生活環境や人間関係を専門的知識に基づいて包括的に査定することができる。 2. こどもとその家族の人権を保障し最善の医療を受けることができるよう、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して看護支援を提供することができる。 3. ケアの質保証・改善のためにリーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働することができる。 4. こどもの最善の利益を守るために、保健・医療・福祉・教育・その他関係者に対して教育的かかわりを行うことができる。 5. 小児看護の質向上に寄与する研究を企画推進し、その成果を実践に活用することができる。 6. 小児看護・医療の質向上に向けてケアシステムの変革に貢献できる。 		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる。	小計 2～6 *以下()内の単位配分は目安
1. 対象の理解に関する科目	こどもと家族を看護の対象として捉え、成長・発達、愛着、家族発達、家族関係、セルフケア、コーピングなどの諸理論を理解する。	(1～2)
2. 保健・医療・福祉・教育の制度・体制に関する科目	小児看護・医療の質向上に向けて、こどもと家族を取り巻く社会、保健、医療、福祉、教育等の状況、制度・体制・政策等とその変革方策を学ぶ。	(1～2)
3. 高度実践看護師の役割に関する科目	ケアとキュアを統合した、小児看護領域における高度実践看護師の役割を学ぶ。	(1～2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 8～12
4. 対象の査定に関する科目	こどもと家族の健康状態(援助効果を含めて)を、身体、心理・社会面から包括的に査定する方略や技術・技法を修得する。	(2～4)
5. こどもの病態・治療に関する科目	小児期の疾患と治療を理解したうえで、専門的ケアを提供するための病態生理、検査とその解釈法、治療法(栄養療法、薬物療法)、症状マネジメント等を学ぶ。	(2～4)
6. 小児看護援助の方法に関する科目	様々な健康レベルにあるこどもと家族に対して、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して、以下の高度な看護実践を考案できる。 ・対象や状況に応じた臨床判断力を培うとともに、最良の技術・技法を学ぶ。 ・倫理的判断およびアセスメントに基づき、その事例に必要な高度実践看護師の役割を明確にする。 ・リーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働する方策、また、関係者への教育的支援の方略を学ぶ。 ・先行研究のエビデンスの実践に活用する。	(4～6)
実習科目		小計 10
1. 小児の診断・治療に関わる実習科目	実習Ⅰ：小児の診断・治療実習 小児の代表的な疾患について、症状の査定、診断・治療のプロセスを見学や実践により理解する。 診断・治療：10例以上	(2)

2. 高度実践看護師としての役割に関する実習科目	実習Ⅱ：専門看護師実習 複雑な状況にあるこどもと家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、倫理調整等を含め、ケアとキュアを統合した高度な実践技術を修得する。 実践機能(直接ケア)：5例以上 コンサルテーション・調整・倫理調整・教育：各2事例以上 ※実習時間および事例数にこだわらず、修得しうる時間をかけることが必要となる。	(8)
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)		合計 14
		総計 38

審査基準案は今後の作成となります

あらゆる健康レベルにある子どもとその家族の健康生活を維持・促進するために、小児看護に関する高度な知識と技術を有して看護活動を展開できる能力を修得する。具体的には、以下のような能力を有する高度実践看護者を育成する。

1. こどもの成長・発達、心身の健康状態、生活環境や人間関係を専門的知識に基づいて包括的に査定することができる。
2. こどもとその家族の人権を保障し最善の医療を受けることができるよう、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して看護支援を提供することができる。
3. ケアの質保証・改善のためにリーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働することができる。
4. こどもの最善の利益を守るために、保健・医療・福祉・教育・その他関係者に対して教育的かかわりを行うことができる。
5. 小児看護の質向上に寄与する研究を企画推進し、その成果を実践に活用することができる。
6. 小児看護・医療の質向上に向けてケアシステムの変革に貢献できる。

- 専攻分野共通科目(3～6単位)
 1. 対象の理解に関する科目(1～2単位)
 2. 保健・医療・福祉・教育の制度・体制およびマネジメントに関する科目(1～2単位)
 3. 高度実践看護師の役割に関する科目(1～2単位)

- 専攻分野専門科目(8～12単位)
 1. 対象の査定に関する科目(2～4単位)
 2. こどもの病態・治療に関する科目(2～4単位)
 3. 小児看護援助の方法に関する科目(4～6単位)

- 研究に関する科目について:研究は含まない

【別表5(専門看護師38単位申請用)】

精神看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
精神看護の諸理論を系統的に学び、複雑かつ多様なメンタルヘル스에課題のある個人と家族、集団への看護を展開するためのアセスメントおよびエビデンスに基づき実践・評価する能力を修得する。精神科病院、一般病院、地域において精神看護の高度な知識・スキルを用いて直接ケアを実施するとともに、対象の尊厳を守り、適切な倫理的判断とそれに基づく倫理調整、多職種チームにおける調整・協働、相談支援、教育の役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。 1. 複雑で多様なメンタルヘル스에課題のある個人と家族、集団について、精神・身体・社会的側面のアセスメントができる。 2. 複雑で多様なメンタルヘル스에課題のある個人と家族、集団へ精神および身体状態の悪化の予防、改善・維持、リカバリーに向けて、エビデンスに基づく高度な看護を実施・評価できる。 3. リーダーシップを発揮し多職種チームと連携し、精神保健医療福祉関係者との相談・調整を図ることができる。 4. 複雑で多様なメンタルヘル스에課題をもつ人の尊厳を守り、適切な倫理的判断と調整、教育支援を行うことができる。 5. メンタルヘルス支援をする人々をエンパワーし、相談支援(コンサルテーション)することができる。 6. 精神看護および精神保健医療福祉に関する研究成果を看護実践に適切に活用できる。 7. 精神看護および精神保健医療福祉分野の看護・医療の質向上への変革に貢献できる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記1~4から2~6単位を選択すること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	小計 2~6
1. 精神の健康状態の評価に関する科目	基礎的な精神の健康状態を評価する視点と評価の手法として、抑うつ状態、不安、せん妄等のメンタルステータスエグザミネーション(MSE)、抑うつ状態・不安・認知症等の評価尺度等を学ぶ。	
2. 精神看護の理論とアセスメント・支援モデルに関する科目	対人関係論、セルフケア理論、危機理論、危機介入、認知行動理論等を学ぶ。	
3. 基礎的な精神看護実践に関する科目	基礎的な面接スキル、支持的精神療法、抑うつ状態や不安への認知行動療法、リラクゼーション等を学ぶ。	
4. リエゾン精神看護に関する科目	身体疾患患者に生じる不安、抑うつ状態、せん妄などの精神症状や精神的問題に対する治療やケア、災害後のメンタルヘルス支援や対人援助職のメンタルヘルス支援などについて学ぶ。	
専攻分野専門科目	下記1~6の 全て の内容を8~12単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習科目と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法とすること。	小計 8~12 *以下(0)内の単位配分は目安
1. 精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源・人権に関する科目	精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源、メンタルヘル스에課題のある人の人権・権利擁護を学ぶ。	(1~2)
2. 精神科診断・評価スキルに関する科目	DSM、ICD、MSE等の精神科診断に必要な専門性の高い、精神の健康状態を評価する視点と評価方法、日常生活と精神状態との関連を評価する視点と方法等を学ぶ。	(1~2)
3. 高度精神看護の理論に関する科目	対人関係論、セルフケア理論、対象関係論、精神力動論、認知行動理論、リカバリー理論、システム理論等を学ぶ。	(1~2)
4. 高度精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目	バイオサイコソーシャルモデル(BPS)、セルフケアモデル、ストレングスモデル、ACTなどのケアマネジメントモデル等、精神障がい者に適用するアセスメント・支援モデルを学ぶ。	(1~2)
5. 心理社会的療法に関する科目	支持的精神療法、複雑で重篤な精神障がいをもつ者への認知行動療法、精神力動的精神療法等を学ぶ。	(1~2)
6. 精神科薬物療法・身体療法に関する科目	精神疾患への精神科薬物療法(抗精神病薬、抗うつ薬、気分安定薬等)の臨床効果や有害作用の評価、修正型電気けいれん療法、反復経頭蓋磁気刺激療法(rTMS)等を学ぶ。	(1~2)
実習科目	1) 講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用し、専門看護師としての資質・能力を高める。 2) 専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。 精神科病院、一般病院、地域等において、以下の内容を含んだ実習を行う。 1. 専門看護師の役割機能の実習 2. 医療施設等における精神科診断・治療実習 3. 医療施設や地域等における直接ケア実習 4. 医療施設や地域等におけるコンサルテーション・コーディネーション実習	小計 10 *以下(0)内の単位配分は目安 (1~2) (1~2) (4~6) (2~3)
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数(共通科目A8単位+共通科目B6単位)		合計 14
		総計 38

【別表2-6(専門看護師38単位申請用)】

<精神看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目: 下記1~4の内容から2~6単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	
1. 精神の健康状態の評価に関する科目	基礎的な精神の健康状態を評価する視点と評価の手法として、抑うつ状態、不安、せん妄等のメンタルステータスエグザミネーション(MSE)、抑うつ状態・不安・認知症等の評価尺度等を学ぶ。
2. 精神看護の理論とアセスメント・支援モデルに関する科目	対人関係論、セルフケア理論、危機理論、危機介入、認知行動理論等を学ぶ。
3. 基礎的な精神看護実践に関する科目	基礎的な面接スキル、支持的精神療法、抑うつ状態や不安への認知行動療法、リラクゼーション等を学ぶ。
4. リエゾン精神看護に関する科目	身体疾患患者に生じる不安、抑うつ状態、せん妄などの精神症状や精神的問題に対する治療やケア、災害後のメンタルヘルス支援や対人援助職のメンタルヘルス支援などについて学ぶ。
専攻分野専門科目: 下記1~6の 全て の内容を8~12単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習科目と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法とすること。	
1. 精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源・人権に関する科目	精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源、メンタルヘル스에課題のある人の人権・権利擁護を学ぶ。
2. 精神科診断・評価スキルに関する科目	DSM、ICD、MSE等の精神科診断に必要な専門性の高い、精神の健康状態を評価する視点と評価方法、日常生活と精神状態との関連を評価する視点と方法等を学ぶ。
3. 高度精神看護の理論に関する科目	対人関係論、セルフケア理論、対象関係論、精神力動論、認知行動理論、リカバリー理論、システム理論等を学ぶ。
4. 高度精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目	バイオサイコソーシャルモデル(BPS)、セルフケアモデル、ストレングスモデル、ACTなどのケアマネジメントモデル等、精神障がい者に適用するアセスメント・支援モデルを学ぶ。
5. 心理社会的療法に関する科目	支持的精神療法、複雑で重篤な精神障がいをもつ者への認知行動療法、精神力動的療法等を学ぶ。
6. 精神科薬物療法・身体療法に関する科目	精神疾患への精神科薬物療法(抗精神病薬、抗うつ薬、気分安定薬等)の臨床効果や有害作用の評価、修正型電気けいれん療法、反復経頭蓋磁気刺激療法(rTMS)等を学ぶ。
実習科目: 実習10単位の内容は、以下の単位数を目安とするが、単位の配分については、各大学により定めることができる。	
実習	1) 講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用し、専門看護師としての資質・能力を高める。 2) 専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。 精神科病院、一般病院、地域等において、以下の内容を含んだ実習を行う。 1. 専門看護師の役割機能の実習(1~2) *役割モデルのいる施設での実習が望ましい。 2. 医療施設等における精神科診断・治療実習(1~2) *精神科医・公認心理師等からスーパービジョンを受けられることが望ましい。 3. 医療施設や地域等における直接ケア実習(4~6) *看護の専任教員と専門看護師(または実習指導経験のある精神科認定看護師)が協同で指導する体制が必要。 4. 医療施設や地域等におけるコンサルテーション・コーディネーション実習(2~3) *看護の専任教員と専門看護師(または実習指導経験のある精神科認定看護師)が協同で指導する体制が必要。 *直接ケア実習の実習要項には、対象者を選定する際の倫理的配慮について記載すること。

添付資料

1. 修士課程の概要(履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項(実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等)

精神看護の諸理論を系統的に学び、複雑かつ多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団への看護を展開するためのアセスメントおよびエビデンスに基づき実践・評価する能力を修得する。精神科病院、一般病院、地域において精神看護の高度な知識・スキルを用いて直接ケアを実施するとともに、対象の尊厳を守り、適切な倫理的判断とそれに基づく倫理調整、多職種チームにおける調整・協働、相談支援、教育の役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。

1. 複雑で多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団について、精神・身体・社会的側面のアセスメントができる。
2. 複雑で多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団へ精神および身体状態の悪化の予防、改善・維持、リハビリテーションに向けて、エビデンスに基づく高度な看護を実施・評価できる。
3. リーダーシップを発揮し多職種チームと連携し、精神保健医療福祉関係者との相談・調整を図ることができる。
4. 複雑で多様なメンタルヘルスの課題をもつ人の尊厳を守り、適切な倫理的判断と調整、教育支援を行うことができる。
5. メンタルヘルス支援をする人々をエンパワーし、相談支援(コンサルテーション)することができる。
6. 精神看護および精神保健医療福祉に関する研究成果を看護実践に適切に活用できる。
7. 精神看護および精神保健医療福祉分野の看護・医療の質向上への変革に貢献できる。

- 専攻分野共通科目(2～6単位)
 1. 精神の健康状態の評価に関する科目
 2. 精神看護の理論とアセスメント・支援モデルに関する科目
 3. 基礎的な精神看護実践に関する科目
 4. リエゾン精神看護に関する科目

- 専攻分野専門科目(8～12単位)
 1. 精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源・人権に関する科目(1～2単位)
 2. 精神科診断・評価スキルに関する科目(1～2単位)
 3. 高度精神看護の理論に関する科目(1～2単位)
 4. 高度精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目(1～2単位)
 5. 心理社会的療法に関する科目(1～2単位)
 6. 精神科薬物療法・身体療法に関する科目(1～2単位)

- 研究に関する科目について:研究は含まない

【別表7(専門看護師38単位申請用)】

家族看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
<p>家族看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、家族支援専門看護師として対象となる家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族看護の対象である家族を系統的に捉え、専門的な知識に基づいて看護活動を展開することができる。すなわち、家族に対する看護実践の専門的な能力と技術(家族のアセスメント、家族-看護者関係の形成、家族に対する看護過程の展開、家族への直接的援助、家族の権利擁護者としての支援など)を習得する。 2. 家族員の疾病・障害に対する診断・治療を理解し、診断・治療に参画するとともに、疾病・治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を実施できる。 3. 家族看護に関する質の高い研究成果を実践に活用するとともに、家族ケアに関するエビデンスの蓄積に貢献するための基礎的な研究能力を習得する。 4. 家族看護の領域に関わる他職種と協働し、必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにリーダーシップを発揮してチーム医療を推進するためのコーディネーターの役割がとれる。 5. 家族看護の領域でのコンサルテーション及び教育を行うことができる。 6. 新しい援助技術を開発し、家族看護学分野の質向上に向けた変革者となることができる。 		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 2
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目 2単位	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度、および家族看護学の動向を理解したうえで、家族支援専門看護師の役割や能力を養うことに関連した科目	
専攻分野専門科目		小計 12
1. 家族のアセスメントに関する科目 4単位	①家族員の健康障害に対応した高度看護実践を提供するために、家族員の疾病・障害に対する診断・治療に参画する能力を養う科目 ②家族を理解しアセスメントするために理論や関連モデルなどを学び、家族をアセスメントする能力を養う科目	
2. 家族看護援助方法に関する科目 6単位	①家族を対象とした看護過程の展開や、家族教育、家族カウンセリング、ケースマネジメント、システムアプローチなどの介入方法を活用できる能力を養う科目 ②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を行うことができる能力を養う科目	
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目 2単位	専攻分野専門科目は特に設定しないが、より専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、一つの領域を深めていく。	
実習科目		小計 10
家族支援(直接ケア)の実践を習得する実習(実践)	家族支援の実践を8例以上経験し、健康障害のアセスメント、家族のアセスメント、健康障害に対するケアとケアを融合した看護介入、家族への看護介入、チーム医療への参画と調整のための技術を習得する。	10 (研究に関する内容は2単位)
家族支援専門看護師の役割を習得する実習(調整・倫理調整・教育・相談)	複雑な家族症例に関するコンサルテーション、家族看護に関わる教育、倫理調整に関する能力を習得する。	
家族支援専門看護師の役割を習得する実習(研究)	実践の現場でフィールドワークを行いながら、研究課題を見だし、その探求を通じて基礎的研究能力を習得する。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目*(8単位以上+6単位)を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38以上

*共通科目A(看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論)のうち、家族看護専攻分野の高度実践看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに高度実践看護師の必修科目として共通科目B(臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学)6単位の計14単位以上を履修すること。

【別表2-7(専門看護師38単位申請用)】

＜家族看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目	家族看護学専門分野の学びを深めるための基盤となる内容を含んでいるかどうかの視点から審査する。
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度、および家族看護学の動向を理解したうえで、専門看護師の役割や能力を養うことに関連した科目が設置されていること。
専攻分野専門科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの科目は、大学独自の考えに基づき、統合あるいは分化する事も可能であり、その内容によって審査する。 ・全体として、専門看護師としての6つの機能及び6つの専攻分野教育目標の達成が可能であるかどうかの視点から審査する。 ・家族員の健康障害に対してケアとケアの視点から治療に参画する能力を養うことが可能であるかどうかの視点から審査する。
1. 家族のアセスメントに関する科目	家族をアセスメントしたうえで、健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助を行うために必要な理論やモデルを学ぶ科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族員の健康レベルのアセスメント、②家族員の疾病・障害に対する診断・治療、③家族のアセスメントに関わる理論やモデルなどとその活用方法
2. 家族看護援助方法に関する科目	健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助を行うために必要な理論及び援助法に関する科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族を対象とした看護過程の展開や、家族教育、家族カウンセリング、ケースマネジメント、家族療法などの介入方法、②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえた家族に対する看護介入方法
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	特定の家族看護領域に関連した知識と援助方法を習得することを目標とした科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、特定の健康問題を有する家族員とその家族に対して卓越した看護、高度な看護を提供できる能力を養う内容となっていること。
実習科目：	以下の内容が含まれていること。 各大学独自の考えに基づき研究に関する内容を2単位まで組み込むことができる
実習：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 10単位以上の家族看護の実習を行っていること。 2) 家族への看護実践を8例以上経験していること。 3) 家族看護実践技術、コンサルテーション技術、調整技術、教育技術が習得可能な実習内容となっていること。 4) 健康障害を抱えている家族員と家族に対する高度な看護を実践すること。 (家族員の健康障害のアセスメント、家族のアセスメント、健康障害に対するケアとケアを融合した看護介入、家族への看護介入) 5) スーパービジョンなど適切な指導体制が組まれていること。 6) 実践の現場でフィールドワークを行いながら、研究課題を見だし、その探求をする内容が組み込まれていること。 7) 実習目標、内容を踏まえて、単位に相当する事例レポートや実習報告を課していること。

添付資料

1. 修士課程の概要(履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項(実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等)

家族看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、家族支援専門看護師として対象となる家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。

1. 家族看護の対象である家族を系統的に捉え、専門的な知識に基づいて看護活動を展開することができる。すなわち、家族に対する看護実践の専門的な能力と技術(家族のアセスメント、家族－看護者関係の形成、家族に対する看護過程の展開、家族への直接的援助、家族の権利擁護者としての支援など)を習得する。
2. 家族員の疾病・障害に対する診断・治療を理解し、診断・治療に参画するとともに、疾病・治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を実施できる。
3. 家族看護に関する質の高い研究成果を実践に活用するとともに、家族ケアに関するエビデンスの蓄積に貢献するための基礎的な研究能力を習得する。
4. 家族看護の領域に関わる他職種と協働し、必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにリーダーシップを発揮してチーム医療を推進するためのコーディネーターの役割がとれる。
5. 家族看護の領域でのコンサルテーション及び教育を行うことができる。
6. 新しい援助技術を開発し、家族看護学分野の質向上に向けた変革者となることができる。

- 専攻分野共通科目(2単位)
 1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目

- 専攻分野専門科目(12単位)
 1. 家族のアセスメントに関する科目(4単位)
 2. 家族看護援助方法に関する科目(6単位)
 3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目(2単位)

- 研究に関する科目について:実践の現場でフィールドワークを行いながら、研究課題を見だし、その探求を通じて基礎的研究能力を習得する。研究に関する内容は2単位。

【別表8 (専門看護師38単位申請用)】

感染看護専攻教育課程基準(案)

本専攻分野教育目標		
1. 疫学の原理と統計的方法の知識を活用し、 エビデンスと倫理的判断に基づく感染防止の実践 ができる。 1) 疫学の原理に基づくサーベイランスシステムを展開し、 感染看護・感染制御のエビデンス とすることができる。 2) 感染症発生時の報告・調査や感染防止に関して、医療施設内ならびに地域の他機関との連携について理解し、活動することができる。 2. 保健医療福祉施設における患者、職員、訪問者間の感染予防と管理に、微生物学の基礎的知識と 実践の質向上に寄与する研究力 を活用することができる。 3. 感染症の診断に関連する検査およびその結果への対処としての医療処置ならびに感染拡大防止方法について判断し、迅速に 効果的な看護実践を創発 することができる。 4. 感染症の原因、臨床徴候、治療、感染防止について理解し、適切な患者ケアを実践することができる。 5. 保健医療福祉施設において必要な滅菌、消毒、衛生の原理を理解し、実践することができる。 6. 感染症患者ならびに易感染者へ適切に看護が実施されるよう、看護職者間および多職種間で 調整・協働し、感染看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ 力を発揮することができる。 7. 教育・管理・コミュニケーション力によって 組織的アプローチを推進 し、効果的なプログラムを組み、 医療・ケアシステムを変革 することができる。 1) 保健医療福祉施設における組織機構と権限系統を理解し、 効果的なプログラムを創出し 、組織内で計画を履行することができる。 2) 管理の技法を用いて感染防止活動の結果を評価することができる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる	小計2~4
1. 感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物および免疫に関する知識	
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含む、感染看護ならびに感染制御・管理に関連した日本の保健福祉制度・体制の現状、専門看護師の役割・機能	
専攻分野専門科目	特定の科目に偏ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。	小計10~12
1. 無菌法の応用に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用	
2. 感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断。感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置。	
3. 感染看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染者の看護	
4. 感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理	
実習科目	主として臨床における感染防止活動と、感染症患者及び易感染者のケアについて実習する。感染症の診断・医療処置に関する実習を含むこと。 実習科目には、研究科目2単位以内を含むことができる。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数 (共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)		合計14以上
		総計 38以上

【別表2-8 (専門看護師38単位申請用)】

<感染看護専攻教育課程>審査規準(案)

科目	審査規準
専攻分野共通科目:	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる。
1. 感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫の知識を教授する科目が設けられていること。
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含む、感染看護ならびに感染制御・管理に関連した日本の保健福祉制度・体制の現状、専門看護師の役割・機能について教授する科目が設けられていること。
専攻分野専門科目:	特定の科目に偏ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。
1. 無菌法の応用に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用について教授する科目が設けられていること。
2. 感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断ならびに感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置について教授する科目が設けられていること。
3. 感染看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染者の看護について教授する科目が設けられていること。
4. 感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理について教授する科目が設けられていること。
実習科目:	1) 実習内容が明示されていること 施設の規模などの条件は規定しないが、全般的な感染防止活動ならびに感染症の診断・医療処置に関する課題の実習が可能であり、かつ感染看護の実習対象(事例)を有する場であること。 2) 指導体制が明示されていること 感染看護実践に専門的に携わる看護職者または感染看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。さらに、感染症の診断・医療処置に関する実習が可能な指導体制がとれていること。 3) 実習科目には、研究科目2単位以内を含むことができる。
実習	主として臨床の場における全般的な感染防止活動と、感染症患者及び易感染者のケアについて実習すること。 感染症の診断・医療処置に関する実習を実施すること。

*全体として感染看護専門分野の教育目標の達成が可能であるか否かの観点から審査する。

1. 疫学の原理と統計的方法の知識を活用し、エビデンスと倫理的判断に基づく感染防止の実践ができる。
 - 1) 疫学の原理に基づくサーベイランスシステムを展開し、感染看護・感染制御のエビデンスとすることができる。
 - 2) 感染症発生時の報告・調査や感染防止に関して、医療施設内ならびに地域の他機関との連携について理解し、活動することができる。
2. 保健医療福祉施設における患者、職員、訪問者間の感染予防と管理に、微生物学の基礎的知識と実践の質向上に寄与する研究力を活用することができる。
3. 感染症の診断に関連する検査およびその結果への対処としての医療処置ならびに感染拡大防止方法について判断し、迅速に効果的な看護実践を創発することができる。
4. 感染症の原因、臨床徴候、治療、感染防止について理解し、適切な患者ケアを実践することができる。
5. 保健医療福祉施設において必要な滅菌、消毒、衛生の原理を理解し、実践することができる。
6. 感染症患者ならびに易感染者へ適切に看護が実施されるよう、看護職者間および多職種間で調整・協働し、感染看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力を発揮することができる。
7. 教育・管理・コミュニケーション力によって組織的アプローチを推進し、効果的なプログラムを組み、医療・ケアシステムを変革することができる。
 - 1) 保健医療福祉施設における組織機構と権限システムを理解し、効果的なプログラムを創出し、組織内で計画を履行することができる。
 - 2) 管理の技法を用いて感染防止活動の結果を評価することができる。

- 専攻分野共通科目(2～4単位)
 1. 感染基礎に関する科目
 2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目

- 専攻分野専門科目(10～12単位)
 1. 無菌法の応用に関する科目
 2. 感染症の診断・医療処置に関する科目
 3. 感染看護に関する科目
 4. 感染防止法に関する科目

- 研究に関する科目について:2単位まで研究の科目を含むことができる。

【別表10(専門看護師38単位申請用)】

クリティカルケア看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. 急性・重症患者の状況・病態を包括的にアセスメントし、エビデンスと倫理的判断に基づいて必要なケアや医療処置の管理・実践・評価をおこなうことができる。 2. 急性・重症患者および家族との意思疎通をはかり、尊厳と権利を擁護しながらストレス対処の支援、および苦痛緩和と安楽なケアが実施できる。 3. 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族の意思決定を支援するとともに、倫理的課題の調整をおこなうことができる。 4. 患者・家族の擁護者としてクリティカルケア環境における医療・ケアシステムの課題を明確化し、最適な医療提供にむけての改善策を提案するとともに、多職種間で調整・協働をおこなうことで状況を改善することができる。 5. クリティカルケア看護分野に関する相談支援(コンサルテーション)をおこなうとともに、教育・研究に参加・協力し、クリティカルケア看護の質向上にリーダーシップを発揮することができる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	ここは、危機的状況下における人間を身体・心理・社会的に理解するために必要な知識と、それをふまえた治療・援助に必要な知識を提供する科目で構成する。	小計 4
1. 急性・重症患者および家族の理解と支援に関する科目	衝撃的な体験や持続するストレスなどに際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授する。(援助関係論、家族看護論を含む)	2
2. 急性・重症患者の病態・治療に関する科目	急性・重症患者の代謝病態生理と治療(栄養管理・薬物療法を含む)について教授する。	2
専攻分野専門科目	ここは、クリティカルケア看護分野における専門的援助に関する実践力を養う科目で構成する。	小計 10
1. 急性・重症患者へのケアとケアが融合した看護援助に関する科目	複雑で解決困難な状況にある急性・重症患者の回復に向けたケアとケアが融合した介入、および家族に対する援助のかかわりについての実践力を養う。	4
2. 急性・重症患者の全人的な苦痛緩和に関する科目	患者が有する全人的な苦痛を緩和・軽減するためのケア・処置の理論、原理、方法、効果判定などについての実践力を養う。	2
3. 急性・重症患者と家族の倫理的課題への看護援助に関する科目	クリティカル状況における個人の選択と意思決定の問題を扱い、倫理的課題を解決するための実践力を養う。	2
4. 急性・重症患者のケア環境の調整に関する科目	クリティカル状況における感染予防、医療機器等のリスクマネジメント、他職種や医療チームの連携による人的・物的な医療・ケアシステムも含めた環境調整についての実践力を養う。	2
実習科目	・専門看護師としての6つの能力(実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究)を培い、急性・重症患者看護専門看護師としての役割を学ぶ。 ・講義および演習で学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門看護師としての資質・能力を高める。	小計 10
クリティカルケア看護実習		
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目*(8単位+6単位)を含めた単位数		合計 14
		総計 38

*共通科目A(リーダーシップ論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理)8単位、および共通科目B(臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学)6単位の計14単位を履修すること。

【別表2-10(専門看護師38単位申請用)】

<クリティカルケア看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目:	1) 申請校が開設する1および2の授業科目がそれぞれ2単位相当の内容を含んでいること。
1. 急性・重症患者および家族の理解と支援に関する科目	衝撃的な体験や持続するストレスなどに際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授する内容であること。(危機理論、ストレス・コーピング理論、援助関係論、家族看護論を含むこと)
2. 急性・重症患者の病態・治療に関する科目	急性・重症患者の代謝病態生理と治療(栄養管理・薬物療法を含む)について教授する内容であること。
専攻分野専門科目:	1) 1~4のすべての授業科目を必ず含むこと。 2) 申請校が開設する1の授業科目は4単位相当の内容を含んでいること。ただし、内容を2科目に分けて、それぞれを2単位相当の編成にしてもよい。 3) 2~4の授業科目は、それぞれが2単位相当の内容を含んでいること。
1. 急性・重症患者へのケアとケアが融合した看護援助に関する科目	複雑で解決困難な状況にある急性・重症患者の回復に向けたケアとケアが融合した介入、および家族に対する援助のかかわりについての実践力を養う内容であること。(フィジカルアセスメントの内容を含むこと)
2. 急性・重症患者の全人的な苦痛緩和に関する科目	患者が有する全人的な苦痛を緩和・軽減するためのケア・処置の理論、原理、方法、効果判定などについての実践力を養う内容であること。
3. 急性・重症患者と家族の倫理的課題への看護援助に関する科目	クリティカル状況における個人の選択と意思決定の問題を扱い、倫理的課題を解決するための実践力を養う内容であること。
4. 急性・重症患者のケア環境の調整に関する科目	クリティカル状況における感染予防、医療機器等のリスクマネジメント、他職種や医療チームの連携による人的・物的な医療・ケアシステムも含めた環境調整についての実践力を養う内容であること。
実習科目:	1) 研究能力育成に関する単位数を実習科目に含めることは認めない。
クリティカルケア看護実習	1) クリティカルケア看護専攻分野教育目標にそって以下のような実習目標(到達基準)が含まれていること。 ① 急性・重症患者の状況・病態を包括的にアセスメントし、必要なケアや医療処置の管理・実践・評価をおこなうことができる。 ② 急性・重症患者および家族との意思疎通をはかり、ストレス対処の支援および苦痛緩和と安楽なケアが実施できる。 ③ 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族の意思決定の支援および倫理的課題に対応することができる。 ④ クリティカルケア環境における医療・ケアシステムの課題を明確化し、多職種間で調整・協働をおこない、ケア環境を改善することができる。 2) 実習内容 クリティカルケア看護専攻教育課程規準の実習内容に準ずる。またCNSの共通コンピテンシーと資質・能力を獲得できる実習内容であること。 3) 実習場所の条件 常時、集中治療管理を受けている患者を相当数受け入れている施設であること 4) 指導体制 クリティカルケア看護実践に専門的に携わる看護職及びクリティカルケア看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。急性・重症患者看護専門看護師による直接指導を得られることが望ましい。

1. 急性・重症患者の状況・病態を包括的にアセスメントし、エビデンスと倫理的判断に基づいて必要なケアや医療処置の管理・実践・評価をおこなうことができる。
2. 急性・重症患者および家族との意思疎通をはかり、尊厳と権利を擁護しながらストレス対処の支援、および苦痛緩和と安楽なケアが実施できる。
3. 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族の意思決定を支援するとともに、倫理的課題の調整をおこなうことができる。
4. 患者・家族の擁護者としてクリティカルケア環境における医療・ケアシステムの課題を明確化し、最適な医療提供にむけての改善策を提案するとともに、多職種間で調整・協働をおこなうことで状況を改善することができる。
5. クリティカルケア看護分野に関する相談支援(コンサルテーション)をおこなうとともに、教育・研究に参加・協力し、クリティカルケア看護の質向上にリーダーシップを発揮することができる。

- 専攻分野共通科目(4単位)
 1. 急性・重症患者および家族の理解と支援に関する科目(2単位)
 2. 急性・重症患者の病態・治療に関する科目(2単位)

- 専攻分野専門科目(10単位)
 1. 急性・重症患者へのケアとキュアが融合した看護援助に関する科目(4単位)
 2. 急性・重症患者の全人的な苦痛緩和に関する科目(2単位)
 3. 急性・重症患者と家族の倫理的課題への看護援助に関する科目(2単位)
 4. 急性・重症患者のケア環境の調整に関する科目(2単位)

- 研究に関する科目について:研究は含まない。

【別表5(専門看護師38単位申請用)】
在宅看護専攻教育課程基準(案)

本専攻分野教育目標		必須単位
<p>在宅看護に関連する諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な課題をもつ療養者と家族へ看護を展開するための高度な実践力、リーダーシップ力、調整力、教育力、研究力を修得する。また、保健医療福祉の動向を踏まえて、多様な医療・介護ニーズに対応できるケアシステムを提案し、在宅看護の質向上を推進する能力を養う。</p> <p>以下の具体的な能力を有する高度実践看護者を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 在宅療養者と家族の人権を尊重して、倫理的判断に基づいた問題解決に向けて看護実践できる。 在宅療養者と家族の安全で安心した療養生活を支援するために、エビデンスに基づいた高度で専門的な包括的アセスメントに基づく臨床判断と卓越した看護実践ができる。 在宅看護のスペシャリストとして、看護職者・関係者に対して教育・相談および倫理調整を行い、協働できる。 在宅療養者・療養の場を移行する療養者と家族のニーズを充足するためのネットワークを構築し、新たなケアシステムの開発を推進し、在宅看護実践の質向上を図ることができる。 訪問看護ステーション等の在宅看護関連事業所の開設、管理・運営およびサービスの質改善の推進ができる。 在宅ケアに関する実践的研究を行い、在宅看護の発展に貢献することができる。 		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。	小計 4
1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	・在宅ケアに関連する保健医療福祉制度・体制の現状をグローバルな視点を踏まえて理解し、在宅療養者と家族の健康と生活の質向上のための活用方法を学ぶ。 ・ケアマネジメントの過程および多職種連携・協働の推進、ネットワークの構築に向けた方法を学ぶ。	2
2. 対象の理解に関する科目	・在宅療養者の健康と生活に活用できる理論やモデルを応用して、セルフケア能力や生活環境をアセスメントする方法を学ぶ。 ・療養の場の移行を支えるための支援、退院支援・調整について学ぶ。	1
3. 家族ケアに関する科目	・療養者の家族への看護実践の基盤となる諸理論や家族の支援に向けたマネジメントについて学ぶ。	1
専攻分野専門科目	必修科目(3科目)と選択必修科目(4科目中2科目選択)で構成する。 ・選択必修科目:4専門領域(各2単位)から、2領域以上(計4単位以上)を履修する。	小計 10
1. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目(必修)	・医療機関との包括的支援を基盤として、在宅療養者に発生頻度の高い疾患や症候群の検査、処置、薬物療法に基づいた療養者のアセスメントについて学ぶ。	2
2. 在宅看護援助方法に関する科目(必修)	・複雑で多様な課題を持つ療養者と家族およびケア提供者に対する倫理的判断・臨床的判断を総合した問題解決方法を学ぶ。 ・多職種と協働した包括的支援体制の構築・調整について学ぶ。	2
3. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目(必修)	・訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、効率的な管理・運営および持続可能な経営戦略を学ぶ。 ・在宅看護のケアの質と効果を根拠に基づき評価し、研究的手法を活用した質改善の方路について学ぶ。 ・在宅での感染管理・事故予防、災害対応等について学ぶ。	2
4. 自立促進に関する看護の科目(選択必修)	・リハビリテーション、重症化予防、セルフケアの維持・向上に向けた看護について、家族への教育を含めて学ぶ。	4 (2領域選択)
5. 医療的ケアに関する看護(選択必修)	・医療処置および医療機器を装着する在宅療養者への看護について、家族への教育を含めて学ぶ。	
6. 多問題・困難課題に関する看護の科目(選択必修)	・身体的な問題だけでなく、倫理的課題、介護力や経済的問題など複雑で複合的な課題をもつ療養者と家族への看護について学ぶ。	2
7. 終末期ケアに関する看護の科目(選択必修)	・終末期(がん・非がん)の経過に合わせたアセスメントとケア方法を学ぶ。 ・緩和ケアによるQOLの向上に向けた看護について学ぶ。	
実習科目	専門看護師の役割と在宅看護スペシャリストとしての能力を学ぶ。 ・専攻分野専門科目で選択した2領域について学ぶ。 ・訪問看護事業所等の開設・管理運営、ケアの質改善について学ぶ。 ・医療機関の退院調整部署で移行期の看護について学ぶ。 ・在宅ケアにおける研究的手法を実践的に学ぶ。研究に関する実習は2単位まで含めることができる。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)		合計 14
		総計 38

【別表2-11(専門看護師38単位申請用)】
在宅看護専攻教育課程>審査規準(修正案)

科目	審査規準
専攻分野共通科目: 下記の科目の全ての内容を含み、4単位履修すること。	
1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、在宅ケアに関連する保健医療福祉制度や体制の現状と展望を理解できるよう配慮されている。 在宅療養者に対するケアマネジメント、ケアシステムの構築と、それらに携わる専門看護師の役割・機能が含まれている。
2. 対象の理解に関する科目	在宅療養者の健康と生活に活用できる理論やモデルと、それらを応用したアセスメントに関する内容が含まれている。 在宅移行を支えるための支援・調整と、在宅移行における専門看護師の役割・機能が含まれている。
3. 家族ケアに関する科目	家族への看護実践の基盤となる諸理論と家族の支援に向けたマネジメントが含まれている。
専攻分野専門科目: 下記の科目の全ての内容を含み、10単位履修すること。 ・必修科目(3科目)と選択必修科目(4科目中2科目選択)を履修する。 ※ 実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。 ・フィールドワークを行う場合には、演習場所や時期、対象者や対象施設への倫理的配慮、指導者、具体的な学修方法が示されていること。	
1. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目	在宅療養者に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療(薬物療法を含む)が含まれている。
2. 在宅看護援助方法に関する科目	在宅療養者・家族とケア提供者に対して、倫理的判断・臨床的判断を総合して包括的にアセスメントできるよう配慮されている。多職種連携・協働に関する内容が含まれている。療養の場の移行を支援・調整する内容が含まれている。
3. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目	訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、管理・運営、組織や地域でのケアチームおよびリーダーシップ、経営戦略、研究的手法を活用したケアの質評価と改善方法の内容を含む。感染管理、事故防止、災害対応などリスクマネジメント、危機管理の内容が含まれている。
4. 自立促進に関する看護の科目(選択必修)	自立促進のためのケア、医療処置が必要な療養者のケア、多問題・困難課題を抱える療養者のケア、終末期ケアにおける専門性の高い在宅看護実践方法を含む内容である。
5. 医療的ケアに関する看護(選択必修)	
6. 多問題・困難課題に関する看護の科目(選択必修)	
7. 終末期ケアに関する看護の科目(選択必修)	
実習科目: 訪問看護ステーション等の開設・管理・運営、療養の場の移行、専攻分野専門科目で選択した2領域の内容の修学ができる実習場であること。履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための実習を2単位含むことを認める(研究に関する実習は含めなくてもよい)。	
実習	以下の内容が含まれていること 1) 在宅看護のコンピテンシー(実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力)を高めて、在宅看護スペシャリストとしての役割を担う実習である。 2) 訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、管理・運営、ケアの質改善が理解できる実習である(2単位)。 3) 医療機関等の連携など療養場所の移行を含め、在宅医療チームに関する実習である(2単位)。 4) 研究に関する実習を含める場合:「研究課題の探索」「データ収集のための調整や依頼」「インタビュー」「データ収集」を実践的に学ぶ内容を含む実習である(2単位)。

添付資料

1. 修士課程の概要(履修規程)

在宅看護に関連する諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な課題をもつ療養者と家族へ看護を展開するための高度な実践力、リーダーシップ力、調整力、教育力、研究力を修得する。また、保健医療福祉の動向を踏まえて、多様な医療・介護ニーズに対応できるケアシステムを提案し、在宅看護の質向上を推進する能力を養う。

以下の具体的な能力を有する高度実践看護者を育成する。

1. 在宅療養者と家族の人権を尊重して、倫理的判断に基づいた問題解決に向けて看護実践できる。
2. 在宅療養者と家族の安全で安心した療養生活を支援するために、エビデンスに基づいた高度で専門的な包括的アセスメントに基づく臨床判断と卓越した看護実践ができる。
3. 在宅看護のスペシャリストとして、看護職者・関係者に対して教育・相談および倫理調整を行い、協働できる。
4. 在宅療養者・療養の場を移行する療養者と家族のニーズを充足するためのネットワークを構築し、新たなケアシステムの開発を推進し、在宅看護実践の質向上を図ることができる。
5. 訪問看護ステーション等の在宅看護関連事業所の開設、管理・運営およびサービスの質改善の推進ができる。
6. 在宅ケアに関する実践的研究を行い、在宅看護の発展に貢献することができる。

■ 専攻分野共通科目(4単位)

1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目(2単位)
2. 対象の理解に関する科目(1単位)
3. 家族ケアに関する科目(1単位)

■ 専攻分野専門科目(10単位)

1. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目(必修)(2単位)
2. 在宅看護援助方法に関する科目(必修)(2単位)
3. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目(必修)(2単位)
4. 自立促進に関する看護の科目(選択必修)
5. 医療的ケアに関する看護(選択必修)
6. 多問題・困難課題に関する看護の科目(選択必修)
7. 終末期ケアに関する看護の科目(選択必修)

(4単位)
※2領域選択

- 研究に関する科目について:研究に関する実習は2単位まで含むことができる。

【別表1-2(専門看護師38単位申請用)】

遺伝看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
遺伝・ゲノム看護の諸理論および臨床遺伝学・ゲノム科学に関する専門的知識を系統的に学び、それらを基盤として、プレジジョンヘルスの理念を踏まえ、遺伝・ゲノムに関連する課題を有する人および家族に対して高度な看護実践を展開するための高度な看護判断、実践および評価能力を修得する。また、遺伝看護専門看護師として、遺伝・ゲノム医療およびヘルスケアに関わる個人および家族に提供される看護・医療の質向上を図るとともに、医療・ケアシステムの改善に寄与する役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。		
1. 遺伝・ゲノムに関連する複雑な健康課題をもつ人および家族について、身体的・心理的・社会的側面から包括的にアセスメントを行い、エビデンスに基づいた確かな臨床判断を行うことができる。		
2. 遺伝・ゲノムに関連する複雑性や不確実性を伴う状況において、対象者および家族の自律性と価値の多様性を尊重しつつ、適切な選択肢を提示し、倫理的に意思決定支援を行うことができる。		
3. 必要な遺伝・ゲノム医療およびケアが円滑に提供されるよう、リーダーシップを発揮して多職種・多機関との調整を図り、協働することができる。		
4. 遺伝・ゲノム医療における看護の質保証および質向上に向けて、組織的な課題を分析し、システム改善に貢献することができる。		
5. 医療・看護職者に対して、遺伝・ゲノム看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。		
6. 遺伝・ゲノムに関連する健康課題において、対象者および家族の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。		
7. 遺伝・ゲノム看護に関する専門的知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	下記内容を含み、単位配分は指定範囲内で各大学が定める	小計 4~6
1. 遺伝学・ゲノム科学に関する科目	遺伝・ゲノムに関連する課題を理解するための基礎として、メンデル遺伝、非メンデル遺伝、細胞遺伝学、分子遺伝学、ゲノム科学(多因子遺伝、網羅的解析等)、薬理遺伝学(薬理ゲノミクス)の知識を学ぶ。先天性疾患および遺伝性疾患に関わる個人・家族のアセスメントに必要な家系図作成、遺伝確率の理解、主な遺伝性疾患・先天性奇形症候群の表現型の理解、遺伝学的検査およびゲノム解析結果の基本的解釈を学び、遺伝・ゲノム情報を踏まえた診断および治療への臨床応用について理解を深める。	2~4
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	保健医療福祉制度・体制の現状と課題、ならびにグローバルな動向を踏まえ、遺伝医療・ゲノム医療が提供される制度的枠組みについて学ぶ。遺伝・ゲノムに関連する課題を有する人および家族への支援のあり方を理解するとともに、多職種連携、地域連携および看護の質向上に向けたマネジメントを学ぶ。	2
専攻分野専門科目	下記内容を含むこと。単位配分は指定範囲内で各大学が定める。各科目は実習と一貫した学習が可能となる内容・教育方法とすること。	小計 8~10 ① 内の配分は目安
1. 遺伝看護実践に関する科目Ⅰ(対象に関する科目)	遺伝看護の対象となる、遺伝学的課題を有する、またはそのリスクを有する個人・家族・集団の特質と多様性について、遺伝看護学および関連する諸理論を基盤として理解する。さらに、遺伝的課題と向き合いながら生活する人々の心理社会的側面、ライフステージ、家族関係、文化的背景を踏まえ、遺伝看護における包括的アセスメントの基盤を形成する。	(2)
2. 遺伝看護実践に関する科目Ⅱ(遺伝看護援助の方法に関する科目)	遺伝看護学における専門的知識と技術を統合し、複雑な遺伝的課題に対してエビデンスと倫理的判断に基づく高度な遺伝看護実践を修得する。 ①主な先天性疾患・遺伝性疾患を有する人および at risk 者への疾病管理、症状マネジメント、療養指導、心理社会的支援等 ②遺伝学的根拠に基づく意思決定支援(治療選択に関する理解度の確認等を含む) ③倫理的課題への対応および倫理調整 ④当事者・家族会・ケアグループへの支援 ⑤患者・家族および医療者を対象とした遺伝教育・相談の企画・実施 ⑥多職種連携の調整	(4~6)
3. 遺伝看護実践に関する科目Ⅲ(専門領域に関する科目)	がん遺伝看護、周産期遺伝看護、小児遺伝看護、遺伝性神経筋疾患、多因子遺伝病など、特定の専門領域における遺伝看護実践を学修する。専門領域の特殊性を踏まえ、複雑事例への対応、コンサルテーション、事例分析、専門看護師としての役割機能を修得する。	(2)
実習科目	講義・演習等で学んだ理論、知識および技術を実践に統合し、高度実践看護師としての資質・能力を高める。なお、本実習には、実践の評価や課題の検討を目的とした研究を含むことができる。 ①遺伝医療専門部門での治療方針説明・意思決定支援を含む遺伝子診療・カウンセリング実習 ②特定領域(がん遺伝看護、周産期遺伝看護、小児遺伝看護、遺伝性神経筋疾患・多因子遺伝病の看護等)における直接ケア実習 ③専門看護師の役割機能の実習(教育、相談、連携調整、倫理調整) ④医療施設や地域等における遺伝教育実習	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)		合計 14
		総計 38

【別表2-1-2(専門看護師38単位申請用)】

<遺伝看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目: 下記の科目の全ての内容を含み、4~6単位履修すること。	
1. 遺伝学・ゲノム科学に関する科目	メンデル遺伝、非メンデル遺伝、細胞遺伝学、分子遺伝学、ゲノム科学(多因子遺伝、網羅的解析等)および薬理遺伝学(薬理ゲノミクス)を含み、臨床遺伝学およびゲノム医療の科学的基盤を体系的に理解できる内容であること。また、遺伝学的検査およびゲノム解析の原理と結果の基本的解釈、先天性疾患および遺伝性疾患の病態と表現型の理解、家系図作成および遺伝確率の理解を含み、遺伝・ゲノム情報を踏まえた診断および治療への臨床応用を理解できる内容であること。
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本における遺伝医療・ゲノム医療の制度、政策、診療体制および保険制度の現状と展望を理解できる内容であること。あわせて、遺伝医療サービスの提供体制、多職種・多機関連携、地域連携およびケアコーディネーション、看護の質保証および質改善の視点を含み、これらに関する専門看護師の役割・機能を理解できる内容であること。
専攻分野専門科目: 下記の科目の全ての内容を含み、8~10単位履修すること(専攻分野共通科目と合わせて計14単位履修する)。実習と一貫性のある学習が可能となる内容および教育方法であること。フィールドワークを行う場合には、倫理的配慮、指導体制、学修方法が明示されていること。	
1. 遺伝看護実践に関する科目Ⅰ(対象に関する科目)	遺伝学的課題を有する、もしくはそのリスクを有する個人・家族・集団の特質と多様性を理解し、心理社会的側面、ライフステージ、家族関係および文化的背景を踏まえた包括的アセスメントができる内容を含むこと。遺伝的課題と不確実性のもとで生活する人々の体験への理解を含み、高度実践看護師として適切に支援するための基盤を形成する内容であること。
2. 遺伝看護実践に関する科目Ⅱ(遺伝看護援助の方法に関する科目)	主な先天性疾患および遺伝性疾患を有する人ならびに at risk 者への疾病管理、症状マネジメント、療養指導および心理社会的支援を含むこと。遺伝学的根拠に基づく情報提供、選択肢の提示および意思決定支援(治療選択に関する理解度の確認を含む)を含み、倫理的課題への対応および倫理調整を含むこと。また、当事者・家族会・ピアグループのケアニーズ分析と支援、患者・家族および医療者を対象とした遺伝教育・相談の企画・実施、多職種連携の調整を含むこと。高度な看護判断および倫理的判断に基づく実践が可能となる内容であること。
3. 遺伝看護実践に関する科目Ⅲ(専門領域に関する科目)	がん遺伝看護、周産期遺伝看護、小児遺伝看護、遺伝性神経筋疾患、多因子遺伝病等の特定の専門領域のいずれか、または複数領域に関する知識と実践を含むこと。専門領域の特殊性を踏まえ、複雑事例への対応、コンサルテーション技法、事例分析および専門看護師の役割機能を含む内容であること。
実習科目: 専攻分野共通科目および専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、遺伝看護の現場において専門看護師としての高度実践力、倫理調整力、調整・協働する力、教育力、研究力および変革力を高める内容であること。履修単位10単位のうち、臨地において実践的研究を行う科目を4単位まで含むことを認める。(研究に関する科目を含めなくてもよい)	
実習 遺伝看護実習	1)実習内容 既習の知識および技術を統合し、遺伝的課題を有する人および家族に対して看護を実践し、多面的なリフレクションを通して高度な実践力を修得する内容を含むこと。遺伝医療専門部門での遺伝診療・遺伝カウンセリング実習、特定領域における直接ケア実習、教育・相談・連携調整・倫理調整の実践、地域における遺伝教育活動を含むこと。CureとCareが統合された実践内容および看護の質向上に寄与するリーダーシップを含むこと。 2)実習施設 実習施設には、遺伝医療サービスを提供する専門の部門、または一般診療科であっても遺伝カウンセリングの実績を有する部門であり、専従または専任の看護職等が固定的に配置されていること。 3)指導体制 原則として、遺伝看護実践に専門的に携わる看護職または、遺伝看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。

遺伝・ゲノム看護の諸理論および臨床遺伝学・ゲノム科学に関する専門的知識を系統的に学び、それらを基盤として、プレジジョンヘルスの理念を踏まえ、遺伝・ゲノムに関連する課題を有する人および家族に対して高度な看護実践を展開するための高度な看護判断、実践および評価能力を修得する。また、遺伝看護専門看護師として、遺伝・ゲノム医療およびヘルスケアに関わる個人および家族に提供される看護・医療の質向上を図るとともに、医療・ケアシステムの改善に寄与する役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。

1. 遺伝・ゲノムに関連する複雑な健康課題をもつ人および家族について、身体的・心理的・社会的側面から包括的にアセスメントを行い、エビデンスに基づく的確な臨床判断を行うことができる。
2. 遺伝・ゲノムに関連する複雑性や不確実性を伴う状況において、対象者および家族の自律性と価値の多様性を尊重しつつ、適切な選択肢を提示し、倫理的に意思決定支援を行うことができる。
3. 必要な遺伝・ゲノム医療およびケアが円滑に提供されるよう、リーダーシップを発揮して多職種・多機関との調整を図り、協働することができる。
4. 遺伝・ゲノム医療における看護の質保証および質向上に向けて、組織的な課題を分析し、システム改善に貢献することができる。
5. 医療・看護職者に対して、遺伝・ゲノム看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。
6. 遺伝・ゲノムに関連する健康課題において、対象者および家族の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。
7. 遺伝・ゲノム看護に関する専門的知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。

- 専攻分野共通科目(4～6単位)
 1. 遺伝学・ゲノム科学に関する科目(2～4単位)
 2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目(2単位)

- 専攻分野専門科目(8～10単位)
 1. 遺伝看護実践に関する科目Ⅰ(対象に関する科目)(2単位)
 2. 遺伝看護実践に関する科目Ⅱ(遺伝看護援助の方法に関する科目)(4～6単位)
 3. 遺伝看護実践に関する科目Ⅲ(専門領域に関する科目)(2単位)

- 研究に関する科目について:研究については最大4単位まで含むことを認める。

【別表1-3 (専門看護師38単位申請用)】

災害看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
巨大化・複雑化する災害が人々の健康と生活に及ぼす影響を、医療・保健・福祉の包括的な視点から災害看護を科学的根拠に基づき統合的に学び、人間の尊厳と安全を守るために災害サイクル全般を通じて災害時に必要な看護の実践力を修得する。複雑な局面において多職種と協働し、被災者個々と地域社会のレジリエンスを高め、災害看護の質向上に貢献できる資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。		
<ol style="list-style-type: none"> 被災者の尊厳を守り、災害サイクル各期における健康で安全な生活に向けて、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な看護実践を展開できる。 災害救援、防災・減災において、行政・住民組織・多職種・ボランティア等との連携・協働を推進し、必要に応じて健康維持に向けた災害支援体制を組織化してリーダーシップを発揮できる。 個人・家族・組織・地域における防災・減災に向けて、危機管理意識を啓発する活動を計画・実施することができる。 災害看護に関する国内外の知見を批判的に統合するとともに、災害時の健康上の課題を探究し、その成果を組織・地域・社会レベルにおける効果的な実践に活用できる。 社会環境の変化や地域の医療・ケアニーズを踏まえ、新たな災害看護および医療システムの提案・推進に貢献することができる。 		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目		
1. 災害の特性と人々の健康・社会的影響に関する科目	災害の種類やその特徴、人々の生命・健康への影響、地域社会への影響を理解し、災害サイクルに沿って人々の反応について学ぶ。	2
2. 災害サイクルと看護実践に関する科目	災害サイクルと被災者特性、活動現場の特性を踏まえ、倫理判断を含む看護実践ならびに、多職種等との連携支援のシステム構築について理論的に学ぶ。	2
3. 法律や制度に関する科目	災害に関連した法律や制度等を理解し、災害対応政策の現状と課題を検討する。	2
専攻分野専門科目		
小計 8		
1. 災害時の看護援助に関する科目	災害発生からの時間的推移に伴って必要となる具体的な看護援助について学ぶ。災害急性期における傷病者の看護と避難生活を送る被災者への看護援助、中長期に被災者が抱える健康および生活上の諸問題を専門的に査定し、それに基づく看護援助を展開できる能力を養う。	2
2. 防災・減災等備え活動に関する科目	個人・家族・地域・医療機関などにおける防災・減災、被害対応、備えに向けた看護援助方法を学ぶ。	2
3. 要配慮者に対する看護に関する科目	高齢者、母子、慢性疾患患者、心身障がい者等、要配慮者に対する援助方法を習得する。	2
4. 災害サイクル各期における調整に関する科目	災害サイクルの各期において、専門職および多職種との連携・協働の在り方を理解し、状況に応じて連携を調整・推進するリーダーシップについて学ぶ。	2
実習科目	講義・演習などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門的看護の実践能力を高める。 CNSの役割開発を目的とする実習を行う。実習の場としては、下記の要件を考慮し、実際の災害発生状況に応じて時期や場を柔軟に想定する。 ①災害急性期から中長期、備えの時期(静穏期)における看護活動のいずれかの実践を学び、6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)形成の基盤となる実習であること。 ②災害サイクル各期の活動の中で多職種との連携を学べる内容であること	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目*の必須単位数(共通科目A 8単位+共通科目B 6単位)を含めた単位数		合計 14
		総計 38

【別表2-1-3 (専門看護師38単位申請用)】

<災害看護専攻教育課程>審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目:	
<ul style="list-style-type: none"> 災害看護専攻分野の教育目標が達成できるよう配慮されていること。 専攻分野共通科目は、下記の1～3の内容が盛り込まれていること。 	
1. 災害の特性と人々の健康・社会的影響に関する科目	災害の種類とその特徴、人々の生命・健康への影響、地域社会への影響、災害サイクルに沿った人々の反応が含まれていること。
2. 災害サイクルと看護実践に関する科目	災害サイクル、被災者特性、活動現場の特性、倫理判断を含む看護実践、多職種との連携支援システムの構築が含まれていること。
3. 法律や制度に関する科目	災害に関連した法律や制度をふまえ、災害対応政策の現状と課題が含まれていること。
専攻分野専門科目:	
災害急性期から中長期および備えの時期を含む災害サイクル全般を通じて、被災者および地域の健康課題に対する看護援助、要配慮者への支援、防災・減災に向けた備え、ならびに多職種連携とリーダーシップに関する内容が体系的に構成されていること。下記の1～4の内容が盛り込まれていること。	
1. 災害時の看護援助に関する科目	災害発生からの時間的推移に伴って必要となる具体的な看護援助を含むこと。災害急性期における傷病者の看護と避難生活を送る被災者への看護援助、中長期に被災者が抱える健康および生活上の諸問題を専門的に査定し、それに基づく看護援助を展開できる内容であること。
2. 防災・減災等備え活動に関する科目	個人・家族・地域・医療機関などにおける防災・減災・被害対応等、備えに関連した看護援助方法が含まれていること。
3. 要配慮者に対する看護援助に関する科目	子ども、妊娠婦、高齢者、慢性疾患患者、心身障がい者等、要配慮者の健康問題と看護援助方法が含まれていること。
4. 災害サイクル各期における調整に関する科目	災害サイクルの各期において、専門職および多職種との連携・協働が含まれること。また状況に応じて連携を調整・推進するリーダーシップに関する内容であること。
実習科目:	
<ul style="list-style-type: none"> 専攻分野共通科目、専門分野専門科目で履修したことを基盤とした高度な実践・教育・相談・連携調整に関する実習を行うこと。 実習場所の選択については、教育の意図と整合性を重視し、学習効果が明確に計画されていることを審査し、場の条件は規定しない。必要に応じて複数の実習施設あるいは場所を用いることもある。 実習においては、実習記録を作成し、これを基にレポートを作成・提出する。 	
実習	<ol style="list-style-type: none"> 内容 <ul style="list-style-type: none"> 災害急性期から中長期、備えの時期(静穏期)における看護活動のいずれかの実践を学び、6つの能力(卓越した実践、教育、相談、調整、研究、倫理問題の調整)形成の基盤となる実習であること。 それぞれの時期の活動の中で、多職種と連携・協働し、必要なケア提供の調整能力を養うこと。 施設や場所 <ul style="list-style-type: none"> 専門科目の内容の実習が可能であり、適切な実習対象を有する場であること。 指導者 <ul style="list-style-type: none"> 当該分野で活動している看護職等、または経験を有する看護職等、災害看護を専門とする教員が指導にあたること。

添付資料

- 修士課程の概要(履修規程)
- シラバス
- 実習要項(実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等)

巨大化・複雑化する災害が人々の健康と生活に及ぼす影響を、医療・保健・福祉の包括的な視点から災害看護を科学的根拠に基づき統合的に学び、人間の尊厳と安全を守るために災害サイクル全般を通じて災害時に必要な看護の実践力を修得する。複雑な局面において多職種と協働し、被災者個々と地域社会のレジリエンスを高め、災害看護の質向上に貢献できる資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。

1. 被災者の尊厳を守り、災害サイクル各期における健康で安全な生活に向けて、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な看護実践を展開できる。
2. 災害救援、防災・減災において、行政・住民組織・多職種・ボランティア等との連携・協働を推進し、必要に応じて健康維持に向けた災害支援体制を組織化してリーダーシップを発揮できる。
3. 個人・家族・組織・地域における防災・減災に向けて、危機管理意識を啓発する活動を計画・実施することができる。
4. 災害看護に関する国内外の知見を批判的に統合するとともに、災害時の健康上の課題を探究し、その成果を組織・地域・社会レベルにおける効果的な実践に活用できる。
5. 社会環境の変化や地域の医療・ケアニーズを踏まえ、新たな災害看護および医療システムの提案・推進に貢献することができる。

- 専攻分野共通科目(6単位)
 1. 災害の特性と人々の健康・社会的影響に関する科目(2単位)
 2. 災害サイクルと看護実践に関する科目(2単位)
 3. 法律や制度に関する科目(2単位)

- 専攻分野専門科目(8単位)
 1. 災害時の看護援助に関する科目(2単位)
 2. 防災・減災等備え活動に関する科目(2単位)
 3. 要配慮者に対する看護に関する科目(2単位)
 4. 災害サイクル各期における調整に関する科目(2単位)

- 研究に関する科目について:研究は含まない。

(38 単位申請用)

＜放射線看護専攻教育課程＞審査規準

放射線看護専攻教育課程規準

本専攻分野教育目標		
1. 放射線被ばくや放射線防護に関する高度な専門知識・技術を活用し、顕在あるいは潜在した放射線の人体影響を有する対象への高度看護実践を行うことができる。 2. 個人や集団が放射線に関する正しい知識を有し、自らの健康を守るための判断と行動ができるように教育・啓発活動および相談活動ができる。 3. 放射線看護に関する倫理的課題に対地的確な判断を行い、解決に向けて調整を行うことができる。 4. 放射線被ばくを最小限にするための確な臨床判断に基づき、リーダーシップや調整力を発揮し、医療・ケアシステムの変革を提案・推進することができる。 5. 放射線看護に関わる看護職者の看護実践力の向上に資する教育や相談支援を行うことができる。 6. 放射線看護の質の向上に資する科学的知見の活用や看護研究、看護職への研究支援を行うことができる。		
科目	内容	必修単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含むこと。単位の配分は指定の範囲で各大学で定めることができる。	小計 2～4
1. 対象の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の特徴、対象者の包括的アセスメントのための知識や諸理論を学ぶ。	(1～2)
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の医療制度や体制の現状、高度実践看護師の役割・機能と現状、放射線診療や放射線事故・災害に関連した制度や体制を学ぶ。	(1～2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含むこと。単位の配分は指定の範囲で各大学で定めることができる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 10～12
1. 放射線の健康影響の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の理解と包括的アセスメントに必要な放射線の基礎知識、放射線被ばくや放射線防護、放射線の健康影響に関する知識、技術を学ぶ。	(4～6)
2. 放射線看護実践に関する科目	放射線診療を受ける対象者と家族、放射線事故・災害で支援を要する対象者へ高度看護実践を行うための知識や諸理論、技術を学ぶ。 ・放射線診療に伴う顕在・潜在する身体・心理・社会的影響を包括的に理解し、科学的知見に基づいた高度看護実践を展開するための方略、医療被ばくに関する相談や教育方法を学ぶ。 ・放射線事故・災害時の被ばく患者や住民の顕在・潜在する身体・心理・社会的影響を包括的に理解し、科学的知見に基づいた高度看護実践を展開するための方略、公衆被ばくや職業被ばくに関する相談や教育方法を学ぶ。 ・医療者の職業被ばく、被ばくに不安を持つ対象者へのリスクコミュニケーションと相談活動、放射線に関する教育を学ぶ。	(6～8)
実習科目		小計 10
実習	1)学修した知識や理論、技術を実践に適用・統合し、高度看護実践者としての資質・能力を高める。 2)専門分野専門科目で学修した内容について実習を行う。 3)研究に関する科目を4単位まで含めることができる。	
本専攻分野の必修単位		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数 (共通科目 A8 単位+共通科目 B6 単位)		合計 14
		総計 38 以上

科目	審査基準
専攻分野共通科目： 下記の科目のすべての内容を含むこと。	
対象の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者への看護実践の基盤となる知識や諸理論を含むこと。
保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の医療制度や体制の現状、高度実践看護師の役割・機能と現状、放射線診療や放射線事故・災害に関連した制度や体制を理解できる内容を含むこと。
専攻分野専門科目： 下記の科目のすべての内容を含むこと。実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	
放射線の健康影響の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の理解と包括的アセスメントに必要な放射線の健康影響に関する知識、技術を学ぶ内容（放射線の基礎、放射線の測定、放射線被ばく、放射線影響（発症機序、種類、線量と放射線影響）、線量限度、放射線事故や放射線災害、医用放射線利用に伴う人々の被ばく（公衆被ばく、医療被ばく、職業被ばく）とその影響、被ばく患者の診療、被ばく線量評価、放射線防護と被ばく線量低減方法、環境への影響等）が含まれていること。
放射線看護実践に関する科目	放射線診療を受ける対象者と家族、放射線事故・災害で支援を要する対象者へ高度看護実践を行うための知識や諸理論、技術を学ぶ内容（放射線被ばくによる身体・心理・社会的影響と理解に有用な知識、放射線診療とその有害事象のマネジメント、被ばく医療における看護、被ばく防護と低減、被ばくに不安を持つ対象者へのリスクコミュニケーション、放射線に関する教育に必要な知識と諸理論等）が含まれていること。
実習科目： 専攻分野共通科目・専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、放射線看護の場において高度実践看護師としてのコンピテンシーを高める内容が含まれていること。 実習 10 単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を 4 単位まで含むことができる。	
実習	1)内容 放射線診療、放射線事故・災害における高度な看護実践力を修得するための以下の内容を含む実習を行うこと。 ・既習の知識・技術を統合し、放射線看護の対象者への高度な看護実践力を修得する内容であること。 ・Care と Cure が統合された実践内容を含むこと。 ・現場での看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革力、研究力を高める内容を含むこと。 2)施設 ・実習目的に適した病院・施設、地域等での実習を行うこと。 3)指導体制 ・当該分野で活躍している、または経験を有する看護職者等、放射線看護の教育を専門とする教員が指導にあたること。

1. 放射線被ばくや放射線防護に関する高度な専門知識・技術を活用し、顕在あるいは潜在した放射線の人体影響を有する対象への高度看護実践を行うことができる。
2. 個人や集団が放射線に関する正しい知識を有し、自らの健康を守るための判断と行動ができるように教育・啓発活動および相談活動ができる。
3. 放射線看護に関する倫理的課題に対する的確な判断を行い、解決に向けて調整を行うことができる。
4. 放射線被ばくを最小限にするための的確な臨床判断に基づき、リーダーシップや調整力を発揮し、医療・ケアシステムの変革を提案・推進することができる。
5. 放射線看護に関わる看護職者の看護実践力の向上に資する教育や相談支援を行うことができる。
6. 放射線看護の質の向上に資する科学的知見の活用や看護研究、看護職への研究支援を行うことができる。

- 専攻分野共通科目(2～4単位)
 1. 対象の理解に関する科目(1～2単位)
 2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目(1～2単位)

- 専攻分野専門科目(10～12単位)
 1. 放射線の健康影響の理解に関する科目(4～6単位)
 2. 放射線看護実践に関する科目(6～8単位)

- 研究に関する科目について:実践的な研究を行うための単位を4単位まで含むことができる。

質疑応答

※ZOOMの「手上げ」機能を使用して行います。

指名後、参加者からパネリストへ設定を変更いたします。

パネリストになりましたら、画面・音声をオンにしてください。

最初に会員校名・お名前を添えて、ご質問をお願いいたします。

※時間等により全てのご質問にお答えできない場合がございます。